

平成 30 年 12 月 25 日	初 版
平成 31 年 2 月 1 日	第 2 版
令和 元年 12 月 20 日	第 3 版
令和 2 年 11 月 27 日	第 4 版
令和 3 年 3 月 29 日	第 5 版
令和 4 年 3 月 23 日	第 6 版
令和 5 年 3 月 28 日	第 7 版
令和 6 年 4 月 1 日	第 8 版

## 地域少子化対策重点推進交付金

### 交付申請マニュアル

こども家庭庁

長官官房 少子化対策室

## 【 目 次 】

1. 地域少子化対策重点推進交付金の概要	4
(1) 交付金全体の概要	
(2) 予算案の概要（令和6年度当初・令和5年度補正）	
(3) 令和5年度からの主な変更点	

トピックス 「地域アプローチ」による少子化対策の推進について	6
--------------------------------	---

## 2. 各事業メニューの概要

### 1 地域結婚支援重点推進事業

(1) 一般メニュー	7
○概要	
○活用事例	
・結婚支援センターの開設・運営、マッチングシステムの構築	
・結婚支援を行うボランティアの育成、ネットワーク化	
・結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント・スキルアップセミナー	
・企業等と連携した結婚支援	
○令和6年度における結婚支援センター運営費の留意点	
○婚活イベントを実施する場合の留意点	

(2) 重点メニュー	12
○概要	
○重点メニューの一覧	
①自治体間連携を伴う取組	
②AIを始めとするマッチングシステムの高度化	
③地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実	
④客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業	
⑤若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー	

### 2 結婚支援コンシェルジュ事業

### 3 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

(1) 一般メニュー	22
○概要	
○活用事例	
・妊娠・出産に温かい職場環境づくり	
・男性の家事・育児参画促進、配偶者の出産直後の男性の休暇取得促進	
・結婚・子育て応援パスポート	
・子育て支援情報の「見える化」支援	
・ライフデザインセミナーの実施	
・美容院などの地域資源・人材を活用した情報の発信	
・結婚・子育てを応援する社会的機運の醸成の広報	

・ 企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援	
(2) 重点メニュー	27
○ 概要	
○ 重点メニューの一覧	
① 自治体間連携を伴う取組	
② 地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成	
③ 男性の育休取得と家事・育児参画促進	
④ 多様な働き方の実践モデルの取組	
⑤ 子育て家庭やこどもとの触れ合い体験	
⑥ ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究	
4 結婚新生活支援事業	38

### 3. 交付金活用の実務

(1) ステップアップの考え方	40
(2) 恒常的運営経費に係る3年ルール	40
(3) 結婚支援センターの設置運営指針への準拠	41
(4) 交付決定後の申請内容の変更	41
(5) 財産処分について	43
(6) 交付申請・交付決定、変更交付申請・交付決定、額の確定の流れ	44
(7) 実施計画書（交付申請） 記載要領	49
(8) 実施計画書（変更交付申請） 記載要領	54
(9) 実施報告書（実績報告） 記載要領	55
(10) KPI設定例	57

### 4. 記載例

(1) 交付申請書類の記載例	58
① 交付申請書（鑑文）、所要額調、実施計画総括表	
② 実施計画書 個票（地域結婚支援重点推進事業）	
③ 実施計画書 個票（結婚支援コンシェルジュ事業）	
④ 実施計画書 個票（結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業）	
⑤ 実施計画書 個票（結婚新生活支援事業）	

# 1. 地域少子化対策重点推進交付金の概要

## (1) 交付金全体の概要

### 地域少子化対策重点推進交付金

令和6年度当初予算案 10.0億円・令和5年度補正予算 90.0億円

#### 地域少子化対策重点推進事業

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

##### 地域結婚支援重点推進事業 (補助率: 2/3、3/4)

(補助率3/4で支援するもの)

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化
- ・**地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実**
- ・**客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業**
- ・若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー

※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援



##### 結婚支援コンシェルジュ事業 (補助率: 3/4)

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援



##### 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 (補助率: 1/2、2/3)

(補助率2/3で支援するもの)

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・**地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成**
- ・男性の育休取得と家事・育児参画の促進
- ・多様な働き方の実践モデルの取組
- ・**子育て家庭やこどもの触れ合い体験事業**
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援



#### 結婚新生活支援事業 (補助率: 1/2、2/3)

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業(結婚に伴う新生活を経済的に支援(家賃、引越費用等を補助)する取組)を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下  
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用

- **都道府県主導型市町村連携コース (補助率: 2/3)**  
都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進【交付上限額】夫婦共に29歳以下 60万円  
39歳以下(上記を除く) 30万円
- **一般コース (補助率: 1/2)**  
【交付上限額】夫婦共に29歳以下 60万円  
39歳以下(上記を除く) 30万円



## (2) 予算案の概要 (令和6年度当初案・令和5年度補正)

### 地域少子化対策重点推進交付金 令和6年度当初予算案・令和5年度補正予算

令和6年度当初予算案			令和5年度補正予算		
予算額	事業メニュー	補助率	予算額	事業メニュー	補助率
10.0 億円	1. 地域結婚支援重点推進事業 ○一般メニュー ※センター運営費含む	2/3	90.0 億円	1. 地域結婚支援重点推進事業 ○重点メニュー ・自治体間連携を伴う取組 ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化 ・地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実 ・客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業 ・若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー ○一般メニュー	3/4 2/3
	3. 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 ○一般メニュー	1/2		2. 結婚支援コンシェルジュ事業	3/4
	4. 結婚新生活支援事業 ○一般コース	1/2		3. 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 ○重点メニュー ・自治体間連携を伴う取組 ・地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成 ・男性の育休取得と家事・育児参画の促進 ・多様な働き方の実践モデルの取組 ・子育て家庭やこどもの触れ合い体験事業 ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究 ○一般メニュー	2/3 1/2
				4. 結婚新生活支援事業 ○都道府県主導型市町村連携コース ○一般コース	2/3 1/2

### (3) 令和5年度からの主な変更点

---

#### ○地域少子化対策重点推進事業

- ・重点メニューを見直し、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験事業などの重点メニューを新たに追加

#### ○結婚支援センター運営費

- ・自治体の結婚支援センターによる取組を継続的に支援することにより、自治体が行う結婚の希望をかなえる取組の更なる促進を図るため、令和6年度においても引き続き、自治体が交付金を活用して結婚に対する取組を実施することを要件に、当該自治体の結婚支援センターの運営費（人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等）をセンター設置の時期に関わらず交付金の対象とする

#### ○結婚新生活支援事業

- ・都道府県主導型市町村連携コースの要件に、都道府県が結婚新生活支援事業の認知度向上のための広報を実施することを追加
- ・令和6年度事業における新規に婚姻した世帯の婚姻期間を、「令和6年1月1日から令和7年3月31日まで」に見直し

#### ○申請様式等の見直し

- ・交付要綱「別紙様式第1 様式2-1、2-2」の記載内容の見直し
- ・KPIの見直し

# トピックス 「地域アプローチ」による少子化対策の推進について (内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)

少子化については、就業状況や結婚・出産・子育てに対する経済的負担感、子育てと仕事の両立のしにくさなど様々な要因が複雑に絡み合っており、これらの要因は地域によって異なっているため、各地方公共団体が、地域ごとの課題を明確化し、それに応じたオーダーメイド型の取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策を推進することが重要である。

各地域における「地域アプローチ」による少子化対策の推進に資するよう、地域特性の見える化、具体的な対応策の検討等の地方公共団体が少子化対策を検討する際に行うべき一連のプロセスをまとめた「少子化対策地域評価ツール」が内閣官房 HP で公表されている。本交付金対象事業を含め、少子化対策の検討、推進に当たっては、本ツールを活用し、部局横断的な体制の下で行政外の人材や団体との連携も図りつつ、「地域アプローチ」による取組を進めることが望ましい。

## 「地域アプローチ」による少子化対策の推進

- ◎ 少子化の問題は、出会いの機会の減少や経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立など、様々な要因が複雑に絡み合っており、それらの状況は地域によって異なるため、実効性のある少子化対策を進めるためには、地域の分野横断的な状況や特徴を分析し、地域の実情に応じた少子化対策（＝「地域アプローチ」による少子化対策）を推進していくことが重要。
  - ◎ そのため、横断的な体制づくりからデータの分析・ヒアリング等による地域特性の見える化を通じた具体的な対応策の検討等の一連のプロセスをまとめた「少子化対策地域評価ツール」等の資料を整備。(R2.3策定、R3.4・R4.3・R5.3改訂)
- ▶ 各自治体における地域評価ツール等を活用した地域の実情に応じた効果的な少子化対策の取組の推進を支援している。

### 「少子化対策地域評価ツール」を活用して、分野横断・EBPMによる検討

#### ②客観的指標の分析による地域特性の見える化

- ◎ 出生率・有配偶率等のデータをもとに、地域の少子化の現状を共有
- ◎ まちのにぎわい、コミュニティ、子育て支援、男女の就業状況など、分野横断で地域特性を見える化

#### ③主観調査による地域特性の把握

- ◎ 地域住民へのアンケートやヒアリングで、データの根拠や施策の利用状況など地域の実態を深掘りして調査・分析

#### ④地域の強み・課題の分析

- ◎ データの背景等を議論  
(地域の評判や住民感覚による地域の特徴とデータが整合的か、など)
- ◎ 分野(働き方、暮らし)・ライフステージ(結婚、出産、子育て期)等の視点から、地域の強み・課題を分析・整理

#### ⑤対応策の検討 ⑥対応策の実行

- ◎ 活用できる地域の資源等を踏まえ、横断体制によって施策の内容や進め方を検討

**既存施策の改善や、新しい施策の実践**

### 地域の実情に応じた取組を実践

- 地域コミュニティを巻き込んだ子育ての支え合い
- 男女ともに子育てと両立できる魅力的な働き方
- 職・住・育が近接した暮らしやすいまちづくり など



都市近郊のニュータウンにて、職住近接のワークステーションを設け、子育て世代が通勤負担なく働くことができるまちづくり



コミュニティの中で柔軟に子育て支援を行う、インフォーマルな支援体制づくり

取組実施には、国の交付金・補助制度なども活用可能

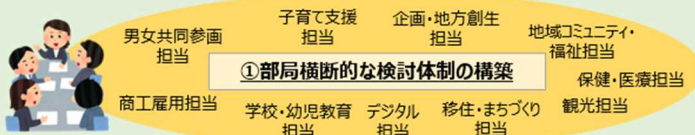
地域少子化対策重点推進交付金

デジタル田園都市国家構想交付金

民間との連携や、都道府県による広域支援も活用

#### 国による情報面の支援

- 基礎データの提供や、分析への助言
- 取組事例の横展開などの情報発信 等



## 【問い合わせ先】

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

03-6257-1414

【関連HP】 <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chikiapproach/index.html>



## 2. 各事業メニューの概要

### 1 地域結婚支援重点推進事業

#### (1) 一般メニュー

(令和6年度当初予算案・令和5年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 一般メニュー)

#### 一般メニュー(補助率2/3) ～地域結婚支援重点推進事業～

##### 結婚に対する取組

##### 【対象事業のイメージ・具体例】

- 結婚支援の取組を行う結婚支援センター等の開設・運営
- 結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化
- 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント・スキルアップセミナー
- 企業等と連携した結婚支援 など

##### 主な活用事例

- ・結婚支援センターの運営(サテライトセンターの運営含む)
- ・結婚相談会の開催
- ・結婚支援ボランティアの募集、育成・ネットワーク化
- ・結婚支援ボランティアによる相談支援
- ・婚活を応援する民間団体の募集(企業訪問等)
- ・民間団体が実施する婚活イベントの周知・広報
- ・地域の結婚相談所・仲人業者と連携した結婚支援の取組
- ・婚活イベント、スキルアップセミナーの実施
- ・マッチングシステムの導入・改良
- ・効果的な結婚支援のための連携協議会の開催
- ・結婚支援を希望する企業・団体向けセミナーの開催



大分県結婚支援センター  
「OITAえんむす部 出会いサポートセンター」



ボランティア研修会の様子(愛媛県)



婚活イベントの様子(長崎県)

等

【対象経費】諸謝金、報酬・給料、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 等

#### ○概要

- ・結婚支援の取組を行う結婚支援センター等の開設・運営、同センター等におけるマッチングシステムの構築等により、各地域における結婚支援の基盤を整備するための取組(ただし、施設整備に係る部分は除く。)
- ・各地域において結婚支援を行うボランティア等(マリッジサポーター等)の育成、組織化、交流体制の構築等により、各地域で結婚を希望する者が適時適切に相談できるような体制の整備や、新たなマッチングを実現するための取組
- ・その他、各地域において結婚を希望する者の希望の実現を支援するための取組

## ○活用事例

### 結婚支援センターの開設・運営、マッチングシステムの構築

#### (概要)

結婚を希望する本人やその家族に対し出会いの機会・場の提供を行う結婚支援センターの開設・運営を行うほか、マッチングシステムを活用した会員同士のマッチング支援を行うことで、結婚の希望を叶える取組。

#### (取組内容)

- ・結婚支援センターの開設・運営
- ・マッチングシステムの構築

#### (主な対象経費)

- ・結婚支援センター職員の人件費、建物賃借料、備品（タブレット端末等）のリース料
- ・マッチングシステムの構築費、保守管理費

### 結婚支援を行うボランティアの育成、ネットワーク化

#### (概要)

結婚希望者へのアドバイス、お引合せ時の立会い、カップル成立後の交際フォロー等を行う結婚支援ボランティアを育成し、ボランティア同士のネットワークを構築することにより、結婚を希望する人を効果的に支援する取組。

#### (取組内容)

- ・結婚支援ボランティアのスキルアップセミナー（伴走型支援の在り方、プライバシー保護、システム活用方法等）の開催
- ・結婚支援ボランティア同士の情報交換のためのネットワークの構築

#### (主な対象経費)

- ・セミナー開催時の講師謝金、旅費、会場借料
- ・情報交換会開催時の旅費、会場借料

### 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント・スキルアップセミナー

#### (概要)

結婚を希望する人を対象としたスキルアップセミナー等と組み合わせ、効果的に出会いイベントを実施し、結婚を希望する人に出会いの場を提供する取組。

※婚活イベントのみで終わることなく、継続的な出会いの機会の提供を行うことが必要。



(→有機的な連携の要件 Q & A Q57「婚活イベントの実施方法」参照)

(取組内容)

- ・結婚を希望する本人のスキルアップセミナー（コミュニケーション講座、身だしなみ講座等）の開催
- ・出会いイベントの開催
- ・結婚支援ボランティアによる相談・支援の実施（カップル成立不成立を問わない）
- ・結婚支援センターへの登録促進

(主な対象経費)

- ・セミナー開催時の講師謝金、旅費、会場借料、広報費
  - ・イベント開催時の会場借料、広報費
- ※飲食費は交付金対象外（Q & A Q58「婚活イベントの対象経費」参照）

#### 企業等と連携した結婚支援

(概要)

企業が結婚支援を行うにあたって注意すべき点に留意しつつ、結婚を希望する社員を対象とした異業種交流会等を通じて、出会いの場を提供する取組。

(取組内容)

- ・結婚支援を希望する企業・団体向けセミナーの開催
- ・結婚支援を行う企業・団体を増やすためのプロモーターの育成、訪問活動
- ・異業種交流システムの構築・異業種交流イベントの開催
- ・留意点をまとめた冊子を企業・団体と協働で作成し配布

(主な対象経費)

- ・セミナー開催時の講師謝金、旅費、会場借料、広報費
  - ・プロモーター育成のための講師謝金、旅費
  - ・交流会開催時の会場借料、広報費
- ※飲食費は交付金対象外
- ・印刷製本費

## ＜令和6年度における結婚支援センター運営費の留意点＞

### ○ 「運営費」を交付金の対象とする要件

- ・ 自治体の結婚支援センターによる取組を継続的に支援することにより、自治体が行う結婚の希望をかなえる取組の更なる促進を図るため、以下の要件を満たす自治体の結婚支援センターの運営費（人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等）をセンター設置の時期に関わらず交付金の対象とする。

### ○ 「運営費」を申請できる自治体

- ・ 結婚支援センターの本所・支所の別に、当該センターを設置・運営する自治体が支出するセンター運営費を対象とする。（例：県が設置・運営するセンターの場合は、県が支出する経費のみ対象。県、市町村等による協議会が設置・運営するセンターの場合は、協議会の長を務める自治体が支出する経費のみ対象。3市共同のセンターで、3市それぞれが本所・支所を設置・運営している場合は、3市それぞれが支出する経費が対象。）
- ・ 上記自治体が、令和6年度事業として地域少子化対策重点推進交付金を活用し、「運営費」以外に、結婚に対する取組を行っている場合に申請可能。
- ・ なお、「地域少子化対策重点推進事業における結婚支援センターの設置運営指針」を満たすセンターで、他の自治体と連携した取組をしているセンターが対象。

### ○ 交付金の対象となる「運営費」の範囲

- ・ ここでいう「運営費」とは、センター事業の多寡に関わらず毎年一定程度の経費の発生が見込まれるものを想定。具体的には、人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等のほか、定型的な相談会・研修会の開催経費、企業訪問旅費、広報費等を想定している。
- ・ なお、ボランティアの成功報酬、成婚記念品、施設整備費、飲食代、プロフィール写真撮影代、備品購入費（真に必要と認められる場合を除く）等の交付金対象外としている経費のほか、婚活イベント開催経費（マッチングを伴わない出会いの場の創出事業を含む。）や、団体等の会費、委託先法人の所得に対する税金、各種加算税、内訳が不明瞭な名称の経費（例：企画費、諸経費、助成金、予備費）等は「運営費」の対象外とする。
- ・ 上記を踏まえ、センター運営に係る総支出額から、重点メニュー等の別票に計上している経費や、「運営費」の対象外経費、自治体単費負担の経費、入会金・年会費等の収入額を控除した額を、令和6年度における「運営費」対象経費の実支出額として本交付金の対象とする。

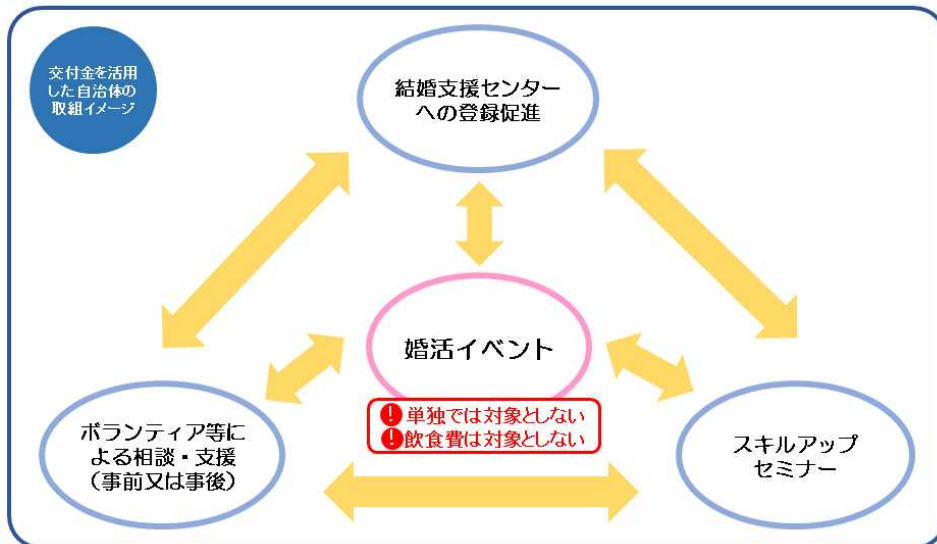
## <婚活イベントを実施する場合の留意点>

### ○ 婚活イベント開催における他の取組との有機的連携

- ・ 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催については、他の2つ以上の結婚支援の取組と有機的に連携することで、全体として高い効果が見込まれるものであること（ただし、飲食費については対象としない。また、マッチングを伴わない出会いの場の創出事業についても同様の考え方。）。
- ・ 婚活イベントと他の取組とが「連携している」といえるためには、原則として婚活イベント参加者の8割の人数が、婚活イベント以外の2つ以上の連携する取組にいずれも参加していることが必要。

#### 婚活イベントと他の結婚支援の取組との有機的連携の例

結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベントの開催については、他の2つ以上の結婚支援の取組と有機的に連携することで、全体として高い効果が見込まれるものであれば、地域少子化対策重点推進交付金の対象となり得る（ただし、飲食費については対象としない）。



#### ・ 連携例

結婚支援センターへの登録促進 + ボランティア等による相談支援

※市町村で実施する場合、都道府県のボランティアによる相談支援とすることも可能。

スキルアップセミナー + ボランティア等による相談支援

※地域の実情と課題に応じて男性のみ（女性のみ）を対象として実施する場合、セミナーを実施していない方に対して、他の連携する取組があることが必要。

結婚支援センターへの登録促進 + スキルアップセミナー

ボランティア等による事前相談会 + 事後の伴走型支援

- ・ なお、上記以外の取組についても、先行する自治体の調査研究結果等により高い効果が見込まれるものであることが説明可能な場合は、有機的な連携の対象となる。

## (2) 重点メニュー

---

### ○概要

地域結婚支援重点推進事業の取組のうち、特に重点的に推進すべき内容を「重点メニュー」と位置づけ、自治体における取組の広がりを重点的に支援するもの。

①自治体間連携を伴う取組	R5 補正予算
②AIを始めとするマッチングシステムの高度化	
③地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実	
④客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業	
⑤若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー	

## ①自治体間連携を伴う取組

(令和5年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 / 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 重点メニューー自治体間連携を伴う取組)

### 重点メニュー（補助率3/4）① ～自治体間連携を伴う取組～

複数の自治体による広域的な取組は、各自治体単独の取組よりも効果的・効率的であることから、関係自治体が役割分担（費用・役務の分担）の下で結婚支援・機運醸成の取組を広域で展開するとともに、関係自治体等により構成される地域が抱える課題を解決する場（協議会等）を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題の共有を図る取組

#### 自治体間連携による結婚支援の事業イメージ

・A県が中心となって、管内B市・C村との役割分担（費用・役務の分担）の下、総合的な結婚支援の取組を広域で展開。

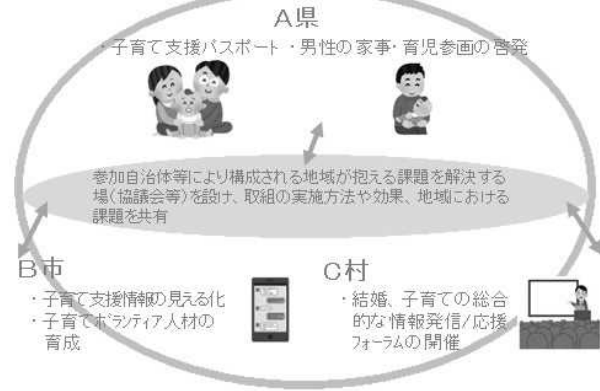
【取組の一例】



#### 自治体間連携による機運醸成の事業イメージ

・A県が中心となって、管内B市・C村との役割分担（費用・役務の分担）の下、結婚、子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組を広域で展開。

【取組の一例】



【主な対象経費】各自治体が実施する取組に係る経費、協議会等の開催に係る経費等

### （概要）

複数の自治体の連携による取組のうち、以下の要件をいずれも満たすもの。なお、複数の自治体の連携とは、都道府県間、同一都道府県内の市町村間の連携に限らず、都道府県と複数の市町村、都道府県を跨ぐ市町村間の連携を含む。

### （実施要件）

- ① 参加自治体等により構成される地域が抱える課題を解決する場（以下「協議会等」という。）を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題の共有を図ること。協議会等は、より幅広く当該地域における地域の実情・課題や取組を共有し、地域における今後の取組全般を協議する場とすること。なお、設置にあたり、参加自治体等により構成される既存の会議等の場の活用を妨げるものではない。
- ② 参加自治体による「実質的な協働」（費用、役務の分担）が認められるものであること。単に「関係者が協力して取り組む」とだけ規定され、費用、役務の分担が不明確である取組、又は啓発イベントのチラシをウェブサイトに掲載するのみの取組、若しくは窓口を設置するのみの取組等は「実質的な協働」があるとは認められない。
- ③ 連携は、新たに自治体間連携を開始するものに限らず、既存の自治体間連携を拡大するものや、既存の自治体間連携により新たな分野・事業内容に取り組むものも対象とする。既存の自治体間連携により本事業を実施する際は、これまでの取組から明らかになった課題を解決するための改善策

が盛り込まれていること。

- ④ 複数の自治体が連携して取り組むことで、自治体毎に取り組むよりも、より効果的・効率的な取組となることが見込まれること。その際、2つ以上の自治体（当該事業を申請している自治体のほかに1つ以上の自治体）が、本交付金を活用して事業を実施すること。

**（主な対象経費）**

- ・ 各自治体が負担する事業経費
- ・ 協議会の運営に係る経費（旅費、会議費など）
- ※一般メニューにおいて対象となる経費と同基準

**（活用事例）**

- ・ 都道府県による結婚支援センター開設と市町村による支所開設
- ・ 圏域や隣接自治体のマッチングシステムの統合・高度化
- ・ ボランティア人材の広域募集、他の支援員との交流によるスキルアップ
- ・ 地域の魅力を活かした婚活イベントの広域開催
- ・ 異業種交流における都道府県（業界団体）と市町村（地域企業）の連携

**【参考：個別自治体向けPR資料】**

**自治体間連携の取組の成果**

○自治体間連携を行っていない自治体において成果が出ていない要因として回答のあった事項【表1】が、自治体間連携を行っている自治体においては成果が出ていた。【表2】

**【表1】自治体間連携を行っていない自治体において成果が出ていない事項**

結婚支援センター設置		ボランティア育成	
会員登録数の伸び悩み	44.4%	研修及びボランティアの質の確保	50.0%
事業の認知度不足	33.3%		
体制不足	11.1%	ボランティア登録数の伸び悩み	37.5%
その他	11.1%	その他	12.5%

**【表2】自治体間連携を行っている自治体において成果があがった事項**

結婚支援センター設置		ボランティア育成	
イベント参加者数及び会員登録数の増	48.3%	研修及びボランティアの質の向上	67.6%
周知機会の増	20.7%		
マッチング数及び成婚数の増	17.2%		
体制不足の改善	5.2%	ボランティア活動機会及びボランティア登録数の増	20.6%
支援の質向上	3.4%		
財源の効率化	3.4%	マッチング数及び成婚数の増	11.8%
その他	1.7%		

【出所】令和2年度 予算執行調査の調査結果 概要  
 (3) 地域少子化対策重点推進事業(結婚に対する取組への支援) (内閣府:一般会計)

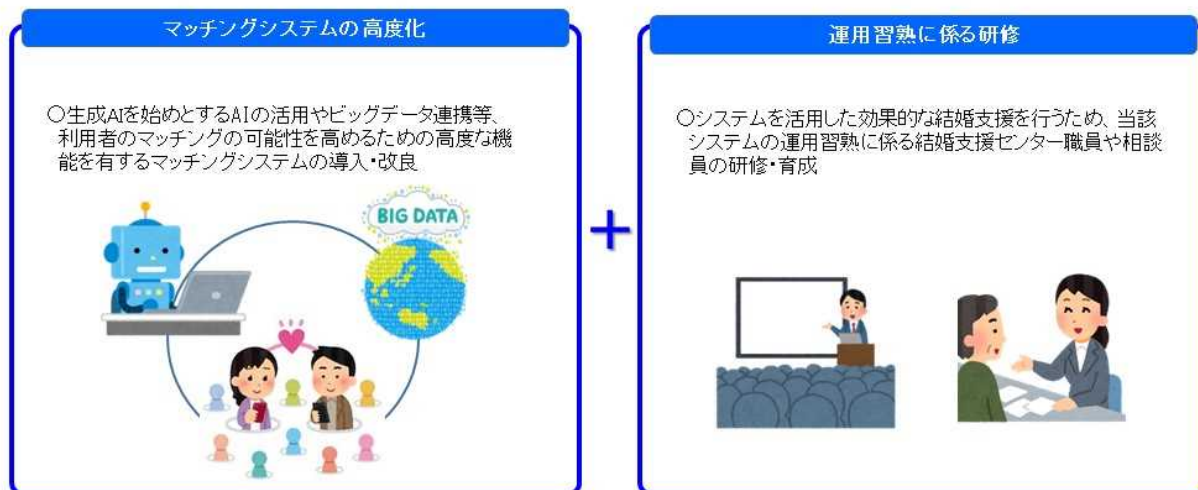


## ② AIを始めとするマッチングシステムの高度化

(令和5年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 重点メニューー AIを始めとするマッチングシステムの高度化)

### 重点メニュー (補助率3/4) ② ～AIを始めとするマッチングシステムの高度化～

AI活用をはじめとするマッチングシステムの高度化等によって、より効果的・効率的なお相手探しが可能となり、利用者が交際や成婚に至る割合を高めることが期待されることから、自治体の結婚支援センターで使用するマッチングシステムについて、AIの活用等によって機能の高度化を図り、効果的な結婚支援を行う取組。



【主な対象経費】  
マッチングシステムの高度化(導入・改良)にかかる経費、システムの運用習熟にかかる研修・育成に要する経費等

### (概要)

自治体の結婚支援センターで使用するマッチングシステムについて、利用者のマッチングの可能性を高めるためAIの活用等によって機能の高度化を図り、効果的な結婚支援を行う取組（新たなシステムの構築又は購入利用、既存システムの改修及びこれらのシステムの運用習熟を含む。ただし、施設整備は除く。）

### (実施要件)

AIの活用やビッグデータ連携等、利用者のマッチングの可能性を高めるための高度な機能を有するシステムを用いた取組とすること。

### (主な対象経費)

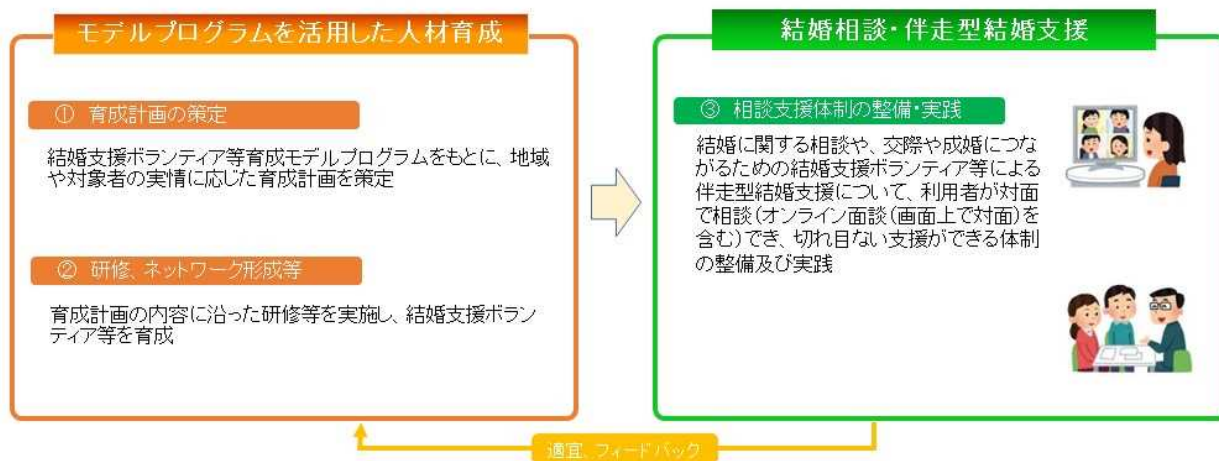
マッチングシステムの高度化（導入・改良）にかかる経費、システムの運用習熟にかかる研修・育成に要する経費等

### ③地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実

(令和5年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 重点メニューー 地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実)

重点メニュー（補助率3/4）③  
 ～地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実～

地方公共団体が行う結婚支援の更なる質の向上を図るため、結婚支援ボランティア等が効果的な活動を進めていく上で必要となる知識、能力やその育成方法等を明確化した「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」を活用し、自治体の結婚支援センターの相談員やボランティア、仲人（無償の場合に限る）等の多様な担い手の育成を図るとともに、結婚を希望する男女のニーズに応えるため、いつでも悩みに寄り添い、切れ目ない伴走型結婚支援を実施できる体制を構築する取組。



**【主な対象経費】**  
 ボランティア等の育成に係る経費（育成計画の策定及び研修に要する人件費・謝金・会場費・旅費・保険料等）、結婚相談・伴走型結婚支援の体制整備及び実践に要する経費（相談会の開催、ボランティアの活動経費（実費相当分に限り）を含む）等

#### （概要）

地方公共団体が行う結婚支援の更なる質の向上を図るため、こども家庭庁で策定した「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」を活用し、自治体の結婚支援センターの相談員やボランティア、仲人（無償の場合に限る）等の多様な担い手の育成を図るとともに、結婚を希望する者のニーズに応えるため、いつでも悩みに寄り添い、切れ目ない伴走型結婚支援を実施できる体制を構築する取組。

#### （実施要件）

- ・モデルプログラムをもとに、地域や対象者の実情に応じた育成計画を策定すること。
- ・育成計画の内容に沿った研修等を実施し、結婚支援ボランティア等を育成すること。
- ・結婚に関する相談や、交際や成婚につながるための結婚支援ボランティア等による伴走型結婚支援について、利用者が対面で相談（オンライン面談（画面上で対面）を含む）でき、切れ目ない支援ができる体制を整備し実践すること。

#### （主な対象経費）

ボランティア等の育成に係る経費（育成計画の策定及び研修に要する人件費・謝金・会場費・旅費・保険料等）、結婚相談・伴走型結婚支援の体制整備

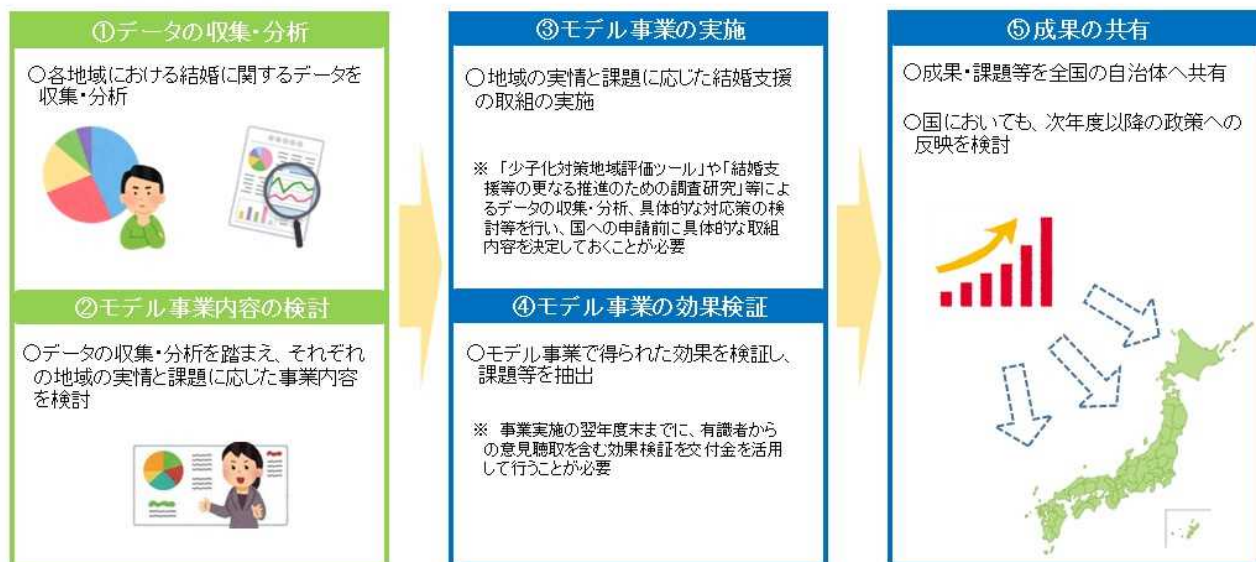
及び実践に要する経費（相談会の開催、ボランティアの活動経費（実費相当分に限る）を含む）等

## ④客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業

(令和5年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 重点メニュー 客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業)

### 重点メニュー（補助率3/4）④ ～客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業～

- 自治体の創意工夫による結婚支援の取組を推進するため、客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援の取組をモデル事業として実施する取組。
- 事業実施後に効果検証を行い、その成果を全国の自治体に横展開することにより、効果的な結婚支援の取組を全国で展開。



【主な対象経費】モデル事業の実施に要する経費、効果検証のための有識者への謝金・旅費・会場賃借料、報告書作成費用等

### （概要）

自治体の創意工夫による結婚支援の取組を推進するため、客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援の取組をモデル事業として実施する取組。

### （実施要件）

- ・「少子化対策地域評価ツール」や「結婚支援等の更なる推進のための調査研究」等によるデータの収集・分析、具体的な対応策の検討等を行い、事前に具体的な取組内容を決定した上で、結婚支援の取組を実施すること。併せて、当該事業の効果検証の方法も事前に決めておくこと。
- ・当該事業の効果検証は、事業実施の翌年度末までに、交付金を活用して有識者からの意見聴取を含む形で行い、その成果・課題等はこども家庭庁に報告するほか、ホームページで公開するなどにより全国の自治体へも共有すること。

### （主な対象経費）

モデル事業の実施に要する経費、効果検証のための有識者への謝金・旅費・会場賃借料、報告書作成費用 等



## ⑤若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー

(令和5年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 重点メニューー若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー)

### 重点メニュー(補助率3/4)⑤ ～若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー～

学生や若い世代が、将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を総合的に習得(結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等)するとともに、将来のライフデザインを希望を持って描くことができるよう、双方向の対話により自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れたセミナーやワークショップ等を実施することにより、個々人の希望の実現につなげる取組。

#### ライフデザインセミナー等の実施

- 結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等、性別に関わらず将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう必要な知識や情報を総合的に習得
- 若い世代がライフデザインを考える取組を、若い世代が自ら企画し、SNS等で広く発信

※性別により対象を限定した取組や、特定のライフイベントにテーマを絞った取組は対象外



#### 共有・周知

○参加者同士のグループワークや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出

○セミナー動画や実際にセミナーを受講した学生や若い世代へのアンケート結果をまとめた紹介資料の作成・展開等



【主な対象経費】セミナー等の講師謝金・旅費・会場賃借料、消耗品費、印刷代、報告会等の実施に係る費用等

### (概要)

学生や若い世代が、将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を総合的に習得(結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等)するとともに、将来のライフデザインを希望を持って描くことができるよう、双方向の対話により自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れたセミナーやワークショップ等を実施することにより、個々人の希望の実現につなげる取組。

### (実施要件)

- ・学生や若い世代が、将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を総合的に習得(結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等)する機会を提供すること。また、結婚、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描くことができるよう、双方向の対話により自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れ、将来のライフイベントについて考える機会を提供すること。
- ・参加者によるワークショップや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出するなど、地域において事例を共有し、更なる取組の推進につなげること。

- ・ 結婚、子育てが個人の自由な意思決定に基づくものであることは当然の前提であり、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。

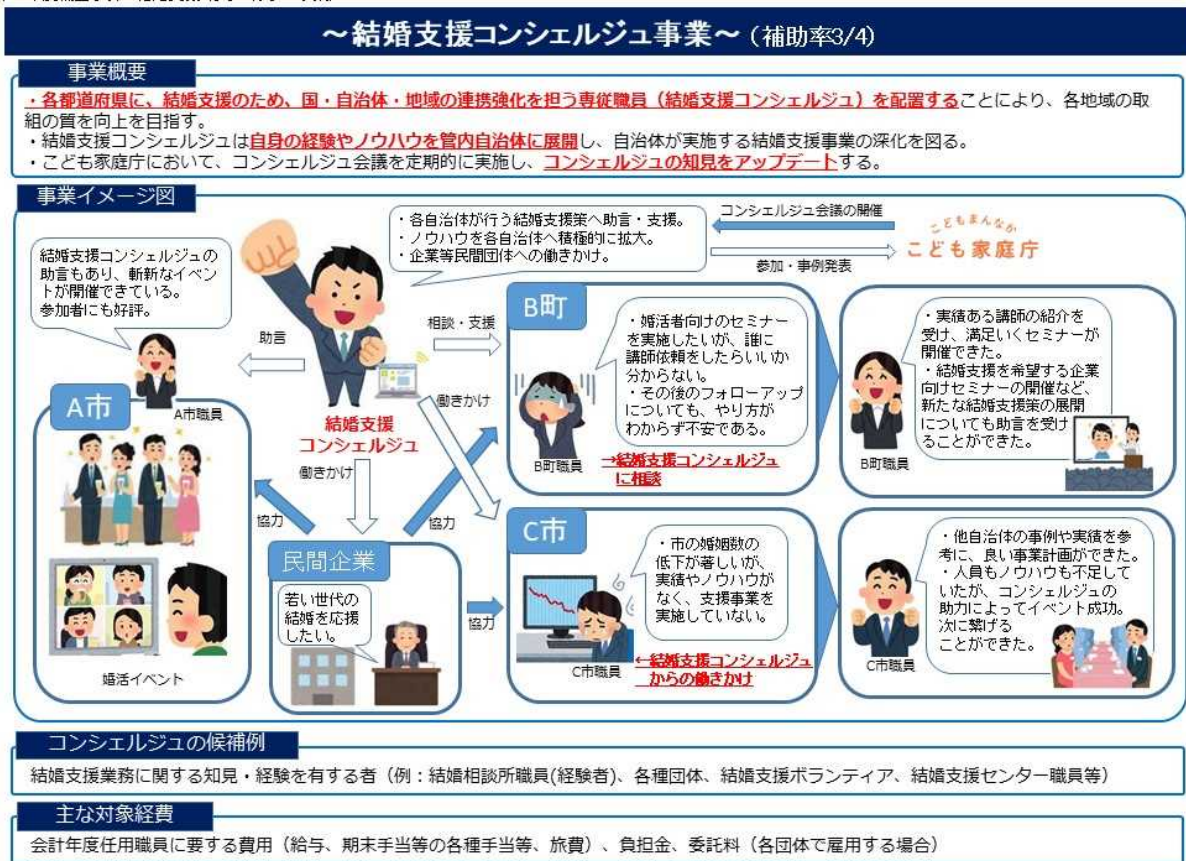
**(主な対象経費)**

セミナー等の講師謝金・旅費・会場賃借料、消耗品費、印刷代、報告会等の実施に係る費用 等



## 2 結婚支援コンシェルジュ事業

(令和5年度補正予算 結婚支援コンシェルジュ事業)



### (概要)

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、次に掲げる取組を実施することにより、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに国・自治体・地域の連携を強化する取組

- (1) 管内市区町村、企業、地域団体等への訪問および現状把握
- (2) 管内市区町村等が実施するイベント、セミナー、広報への助言・立会等による協力
- (3) 結婚支援業務未実施管内市区町村への働きかけ
- (4) 関係先(管内市区町村、管内結婚サポートセンター、企業等)との情報共有
- (5) その他、各市区町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するために必要と認められる業務

### (留意点)

- ・地域の実情に合わせて複数人の配置も可。
- ・都道府県での直接雇用のほか、実施要領に掲げる取組を実施できるのであれば、結婚支援センターや民間事業者への委託も可。
- ・活動実施報告書等により活動内容を把握すること。

### 3 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

#### (1) 一般メニュー

(令和6年度当初予算案・令和5年度補正予算 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 一般メニュー)

## 一般メニュー(補助率1/2) ～結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業～

### 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組

#### 【対象事業のイメージ・具体例】

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○男性の家事・育児参画促進、配偶者の出産直後の男性の休暇取得促進</li> <li>○子育て支援パスポート</li> <li>○結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○中・高校生、大学生や新社会人等を対象にしたライフデザインセミナー</li> <li>○結婚・子育てを応援する社会的機運の醸成の広報</li> <li>○企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援 など</li> </ul> |
|---|--|

#### 主な活用事例

- ・市内企業や各種団体を対象とした男性の育休取得、家事・育児参画促進のための講座・研修等の実施
- ・子育てや家事に関するスキルアップや情報提供のためのセミナー
- ・父子手帳の作成・配布
- ・子どもや子育てを応援する機運を醸成するイベント・情報発信の実施
- ・子育て親子教室の実施
- ・子育て応援アプリやポータルサイト、SNS等による子育て支援情報の発信
- ・結婚・子育て応援パスポート
- ・結婚新生活支援事業の広報
- ・ライフデザインの普及啓発を目的としたセミナーの実施、冊子等の制作
- ・乳幼児ふれあい体験の実施
- ・子連れコワーキングスペースの利用促進
- ・両親学級の実施
- ・結婚、子育てに関する県民意識調査の実施
- ・地域の子育て支援ボランティアの発掘・育成



ライフデザイン講座の様子  
(群馬県)



子育てモバイルサービスの運営  
(愛媛県西条市)



子育て支援パスポート「ぎふっこカード」  
(岐阜県)



結婚新生活支援事業の広報用  
ポスター(福岡県うきは市)

等

【対象経費】謝礼金、報酬・給料、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 等

#### ○概要

- ・各地域において、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に向けた基礎として、地域の関係者間の情報共有、地域における課題の抽出・分析等を行う取組
- ・出産直後の男性の休暇取得や男性の家事・育児への参画を促進する機運を醸成するための取組
- ・主に若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を提供し、考える機会を持たせる取組
- ・主に若い世代が乳幼児と触れ合う体験を通じて、子育てなどに対する理解を深めるための取組
- ・企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援
- ・その他、各地域において、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組

## ○活用事例

### 妊娠・出産に温かい職場環境づくり

#### (概要)

職域における妊娠・出産に対する理解・関心を深めることにより、不妊治療中や、妊娠中、育休からの復帰時などの各場面において仕事との両立を温かく支える機運の醸成や、休暇制度等の職場環境の整備につなげる取組。

#### (取組内容)

- ・ 民間企業等の管理職に対し、妊娠・出産に関する知識の提供や、仕事との両立に取り組む企業の先進事例等の紹介により、従業員の妊娠や出産に向けての休暇取得及び各種制度の利用に対し、意識変容を促すためのセミナーの開催
- ・ 不妊治療への理解を深めるためのポスターやリーフレット等の作成・配布や、民間企業と連携した、不妊治療に対する温かな社会の機運醸成に向けたキャンペーンの実施

### 男性の家事・育児参画促進、配偶者の出産直後の男性の休暇取得促進

#### (概要)

男性の家事・育児参画の促進に向けた意識の変容や風土づくりを促す講座、男性向けのセミナーや体験等を通じて、男性の家事・育児参画や育児休業取得を促進する取組。

#### (取組内容)

- ・ 民間企業の管理職等を対象とした、意識変容を促すためのセミナー開催
- ・ 各職場において、家事・育児参画の重要性を積極的に発信するアドバイザーの育成
- ・ プレパパや乳幼児の父親を対象とした、子育てを学ぶ講座の開催
- ・ 父親の子連れ外出を支援する子育て支援パスポートの利用促進
- ・ テレワークの拡大により在宅時間が増加した父親等に対する、家事・育児参画促進のための講座の開催

#### (主な対象経費)

- ・ セミナー・講座開催時、アドバイザー育成時の講師謝金、旅費、会場借料、広報費、消耗品費
- ・ 子育て支援パスポートの印刷製本費

## 結婚・子育て応援パスポート

### (概要)

自治体と企業・店舗が連携し、新婚世帯や子供のいる世帯を対象にした、協賛店舗の負担による各種割引等のサービスを提供する「結婚・子育て応援パスポート」の作成・配布等普及を通じて、地域で結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る取組。

### (取組内容)

- ・自治体と企業・店舗が連携し、結婚・子育て応援パスポートを持つ世帯を対象とした各種割引やサービスを提供
- ・結婚・子育て応援パスポートの協賛店舗拡大、全国共通利用可能店拡大に向けたプロモート活動の実施
- ・利用者視点に基づく店舗情報やサービス概要の一体的な発信

### (主な対象経費)

- ・パスポートの印刷製本費、広報費
- ・プロモート活動時の旅費

## 子育て支援情報の「見える化」支援

### (概要)

子育ての支援を必要としながらも、地域にどのような支援の手があるのかわからない、一元的に情報を入手できず煩雑といった声があることから、ITやAI活用して、地域の子育て支援情報を「見える化」し、情報提供を図ることで子育てに温かい社会づくりを図る取組。

ターゲットを子育て中の親に限定したものや、母親向け、父親向けに限定したものは不可。地域における子育て支援情報等に関するプッシュ型の情報配信をメインとしたもので、「子育て等に温かい社会づくり・機運醸成」に資する取組であれば対象となる。

### (取組内容)

- ・子供の預かり施設の情報や、家事代行（買い物・調理等）・子供の通院時の兄弟姉妹の見守り等を代行できる地域のボランティア人材の情報、子育て世帯向けの行政情報等をスマートフォン向けサイトやAIチャットボットを含むアプリ等による情報提供
- ・子育ての悩み等が相談できるオンライン相談サイトの開設

### (主な対象経費)

- ・システム構築費 等

## ライフデザインセミナーの実施

### (概要)

中学生、高校生、大学生及び新社会人等の若い世代を対象に講演や乳幼児との触れ合い体験を通じて、仕事、結婚、妊娠、出産、子育て等のライフデザインを自分事として描くきっかけ作りを行う取組。

### (取組内容)

- ・妊娠・出産や妊孕力、不妊治療の実態等に関する医学的・科学的に正しい知識など、ライフデザインを描くうえで必要な知識を学ぶ。
- ・5年後、10年後のライフデザインシートを作成・発表させ、ワークショップ形式で相互に意見交換を行う。
- ・事前学習・事後成果発表と組み合わせて子育て支援団体等が実施する出張ひろばを学校内で開催し、児童・生徒らが乳幼児との触れ合いを体験することにより、生命の大切さ、乳幼児との関わり方について学び、子育て世帯への理解を深める。
- ・乳幼児ふれあい体験の開催やパイプ役となるファシリテーターの養成講座の開催
- ・企業や経済団体等と連携した、新社会人等のライフプランニング・キャリア形成を推進するための合同研修会の開催

### (主な対象経費)

- ・有識者講演時の講師謝金、旅費
- ・テキスト等の印刷製本費、消耗品費

## 美容院などの地域資源・人材を活用した情報の発信

### (概要)

美容院や飲食店、金融機関など、地域の事業者や人材を活用し、結婚を望む方や子育て世帯に対する情報発信を効果的に実施する取組。

### (取組内容)

- ・協力事業者の登録
- ・従業員等に対する認定講習会の開催
- ・広報資料の企画、作成、配布

### (主な対象経費)

- ・プロモーター人件費
- ・講習会開催経費、講師謝金・旅費
- ・宣材作成経費、通信費、消耗品費

## 結婚・子育てを応援する社会的機運の醸成の広報

### (概要)

地域全体への情報発信により、結婚・子育てを応援する社会的機運を醸成するため、結婚新生活支援事業等の少子化対策の取組の周知・広報を行う取組。

### (取組内容)

- ・チラシ・ポスターの作成・配架
- ・自治体の広報誌、タウン誌、民間企業等の情報誌への広告掲載
- ・デジタルサイネージの活用
- ・PR動画の配信、SNSの活用による情報発信

### (主な対象経費)

- ・印刷製本費、デザイン料、消耗品費

## 企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援

### (概要)

自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な参加を得て、モデル的な取組を支援する。

### (取組内容)

- ・企業・団体・学校等によるライフデザイン講座、男性の家事・育児参画を促進する取組、仕事と結婚・子育ての両立支援

### (主な対象経費)

- ・企業・団体・学校等への補助金

※補助対象となる経費は、交付要綱第3条別表第1に定める「対象経費」と同じものとする



## (2) 重点メニュー

---

### ○概要

結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業のうち、特に重点的に推進すべき内容を「重点メニュー」と位置づけ、自治体における取組の広がりを重点的に支援するもの。

①自治体間連携を伴う取組	R5 補正予算
②地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成	
③男性の育休取得と家事・育児参画の促進	
④多様な働き方の実践モデルの取組	
⑤子育て家庭やこどもとの触れ合い体験	
⑥ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究	

## ①自治体間連携を伴う取組

(令和5年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 / 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 重点メニューー自治体間連携を伴う取組)

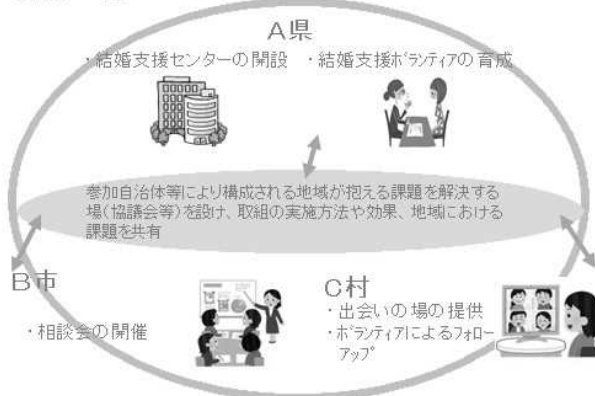
### 重点メニュー（補助率3/4）① ～自治体間連携を伴う取組～

複数の自治体による広域的な取組は、各自治体単独の取組よりも効果的・効率的であることから、関係自治体が役割分担（費用・役務の分担）の下で結婚支援・機運醸成の取組を広域で展開するとともに、関係自治体等により構成される地域が抱える課題を解決する場（協議会等）を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題の共有を図る取組

#### 自治体間連携による結婚支援の事業イメージ

・A県が中心となって、管内B市・C村との役割分担（費用・役務の分担）の下、総合的な結婚支援の取組を広域で展開。

【取組の一例】



### 重点メニュー（補助率2/3）① ～自治体間連携を伴う取組～

#### 自治体間連携による機運醸成の事業イメージ

・A県が中心となって、管内B市・C村との役割分担（費用・役務の分担）の下、結婚、子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組を広域で展開。

【取組の一例】



【主な対象経費】各自治体が実施する取組に係る経費、協議会等の開催に係る経費等

### （概要）

複数の自治体の連携による取組のうち、以下の要件をいずれも満たすもの。なお、複数の自治体の連携とは、都道府県間、同一都道府県内の市町村間の連携に限らず、都道府県と複数の市町村、都道府県を跨ぐ市町村間の連携を含む。

### （実施要件）

- ① 参加自治体等により構成される地域が抱える課題を解決する場（以下「協議会等」という。）を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題の共有を図ること。協議会等は、より幅広く当該地域における地域の実情・課題や取組を共有し、地域における今後の取組全般を協議する場とすること。なお、設置にあたり、参加自治体等により構成される既存の会議等の場の活用を妨げるものではない。
- ② 参加自治体による「実質的な協働」（費用、役務の分担）が認められるものであること。単に「関係者が協力して取り組む」とだけ規定され、費用、役務の分担が不明確である取組、又は啓発イベントのチラシをウェブサイトに掲載するのみの取組、若しくは窓口に設置するのみの取組等は「実質的な協働」があるとは認められない。
- ③ 連携は、新たに自治体間連携を開始するものに限らず、既存の自治体間連携を拡大するものや、既存の自治体間連携により新たな分野・事業内容に取り組むものも対象とする。既存の自治体間連携により本事業を実施する際は、これまでの取組から明らかになった課題を解決するための改善策

が盛り込まれていること。

- ④ 複数の自治体が連携して取り組むことで、自治体毎に取り組むよりも、より効果的・効率的な取組となることが見込まれること。その際、2つ以上の自治体(当該事業を申請している自治体のほかに1つ以上の自治体)が、本交付金を活用して事業を実施すること。

**(主な対象経費)**

- ・各自治体が負担する事業経費
- ・協議会の運営に係る経費(旅費、会議費など)
- ※一般メニューにおいて対象となる経費と同基準

**(活用事例)**

- ・結婚や子育ての応援キャンペーンの広域開催
- ・都道府県等の主導により実施するライフプランニング・キャリア形成支援の広域実施

## ②地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成

(令和5年度補正予算 結婚、妊娠・出産、子育てに備わった社会づくり 機運醸成事業 重点メニュー - 地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成)

### 重点メニュー (補助率2/3) ② ～地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成～

社会を構成する多様な主体がそれぞれの立場で結婚・子育てを応援していく姿勢を持ち、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成を図るため、結婚を希望する人や子育て世帯を応援する取組を、多様な主体を巻き込みながら実施する取組。

#### 地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成

○こどもまんなか月間(5月・11月)と連携し、5月又は11月に、結婚・子育てを応援する機運醸成を図る情報発信・啓発活動等(例:地域での子育て応援キャンペーン等)

○スマートフォンアプリやSNS等を活用し結婚・子育てに関するプッシュ型の情報配信と、気軽にいつでも悩み等を相談できる体制を構築する取組(例:AIチャットボットを活用した、情報配信・相談対応)

○地域の企業・店舗の協賛を得ながら、結婚・子育て家庭に対する優待サービスや乳幼児連れへの応援サービス等を提供する取組(例:結婚・子育て応援パスポート)

○多様な子連れ世帯等の外出・移動支援を行い、地域全体で子育てを応援する機運を醸成する取組(例:簡易休憩室、授乳室(おむつ交換場所)の設置促進/レンタルベビーカーのシェアリング/妊婦や子連れ専用・優先の駐車場、エレベーター等の設置促進/妊婦・子育てタクシーの研修事業/地域の子育てボランティアの研修事業 + 地域世帯全体への広報の実施(マップの作成による設置場所、空き情報等の情報提供等)

※上記4種類のうち2種類以上の取組を実施



#### 【主な対象経費】

情報発信のためのイベント開催時の会場賃借料、講師謝金・旅費、広報・印刷費、消耗品費、アプリ・SNS等の活用に必要な費用、パスポートの広報・印刷費、外出・移動支援に係るリース代、広報・印刷費、ボランティアの研修費、講演・研修会の開催経費(会場使用料、講師謝金、教材費等)等

#### (概要)

社会を構成する多様な主体がそれぞれの立場で結婚・子育てを応援していく姿勢を持ち、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成を図るため、結婚を希望する人や子育て世帯を応援する取組のうち2つ以上のものを、多様な主体を巻き込みながら実施する取組。

#### (実施要件)

- ・次に掲げる取組のうち2つ以上のものを同年度内に実施すること。
  - (1) こどもまんなか月間(5月・11月)と連携し、5月又は11月に、結婚・子育てを応援する機運醸成を図る情報発信・啓発活動等(例:地域での子育て応援キャンペーン等)
  - (2) スマートフォンアプリやSNS等を活用し、結婚・子育てに関するプッシュ型の情報配信と、気軽にいつでも悩み等を相談できる体制を構築する取組(例:AIチャットボットを活用した情報配信・相談対応)
  - (3) 地域の企業・店舗の協賛を得ながら、結婚・子育て家庭に対する優待サービスや乳幼児連れへの応援サービス等を提供する取組(例:結婚・子育て応援パスポート)
  - (4) 多様な子連れ世帯等の外出・移動支援を行い、地域全体で子育てを応援する機運を醸成する取組(例:簡易休憩室、授乳室(おむつ交換場所)の

設置促進 / レンタルベビーカーのシェアリング / 妊婦や子連れ専用・優先の駐車場、イベント等々の設置促進 / 妊婦・子育てタクシーの研修事業 / 地域の子育てボランティアの研修事業 + 地域世帯全体への広報の実施（マップの作成による設置場所、空き情報等の情報提供等）

- ・結婚・子育ての当事者である若い世代に対する特定の価値観の押し付けやプレッシャーを与えるものとならないように、若い世代の目線に立った情報発信を心がけること。

#### **（主な対象経費）**

情報発信のためのイベント開催時の会場賃借料、講師謝金・旅費、広報・印刷費、消耗品費、アプリ・SNS等の活用に要する費用、パスポートの広報・印刷費、外出・移動支援に係るリース代、広報・印刷費、ボランティアの研修費、講演・研修会の開催経費（会場使用料、講師謝金、教材費等）等  
※ 施設整備に係る経費や専用・優先レーン・駐車場の設置そのものに係る経費は対象外（事業者負担）

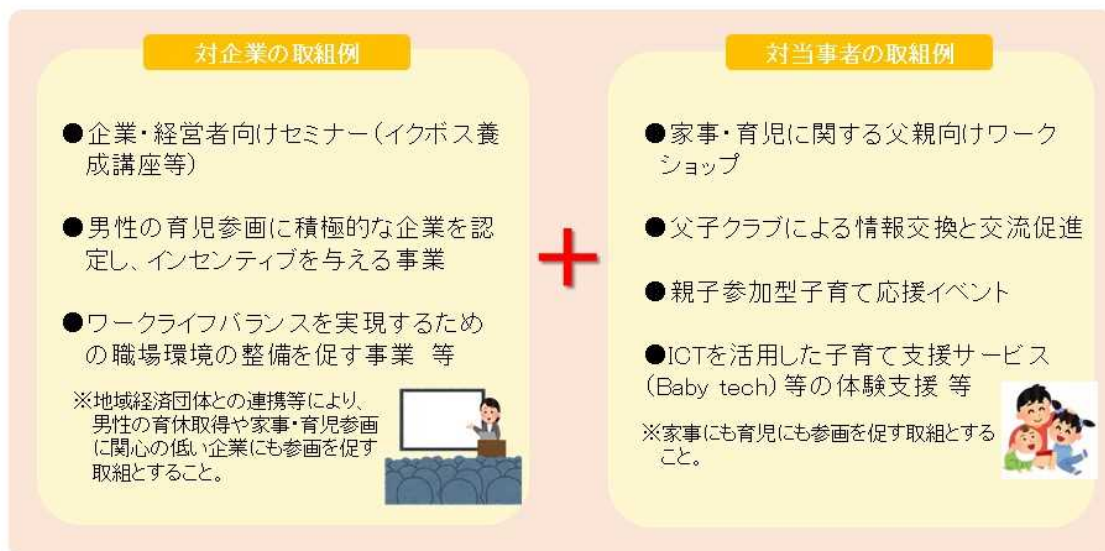


### ③男性の育休取得と家事・育児参画の促進

(令和5年度補正予算 結婚・妊娠・出産、子育てに備わった社会づくり・機運醸成事業 重点メニュー - 男性の育休取得と家事・育児参画の促進)

#### 重点メニュー(補助率2/3)③ ～男性の育休取得と家事・育児参画の促進～

男性の育休取得や家事・育児参画の促進にあたっては、経営者や職場・上司の理解促進、企業風土の改善といった積極的な意識改革の取組が不可欠であり、当事者においても「とるだけ育休」となることを防ぐため、家事・育児に対する意識改革や、基本的なスキルの習得が必要となることから、企業と当事者に対する取組を複合的に実施することにより、仕事と子育ての両立に対する理解を広げる取組。



#### 【主な対象経費】

セミナー等の講師謝金・旅費・会場賃借料、消耗品費、印刷費用、広報費用等

(団体等の自主的な取組に対する支援を行う場合は)団体等への補助金(※補助対象となる経費は、交付要綱第3条別表第11に定める「対象経費」と同じもの)

#### (概要)

男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進め、併せて男性の家事・育児参画を促進するため、企業や当事者に対する機運醸成や意識改革等の取組を複合的に実施する取組。

#### (実施要件)

- ・次に掲げる両方の取組を同年度内に実施すること。
  - (1) 男性の育児休業取得について、経営者や職場・上司の理解促進、企業風土の改善を行う取組
  - (2) 男性・父親の家事・育児に対する意識改革や、基本的なスキルの取得を支援する取組
- ・(1)の取組については、地域経済団体との連携等により、男性の育児休業取得や家事・育児参画に関心の低い企業にも参画を促す取組とすること。
- ・(2)の取組については、「とるだけ育休」となることを防ぐためにも、当事者の参加により家事・育児に対する意識改革やスキルアップを図るものとする。



**(主な対象経費)**

セミナー等の講師謝金・旅費・会場賃借料、消耗品費、印刷費用、広告費用等

## ④多様な働き方の実践モデルの取組

(令和5年度補正予算 結婚・妊娠・出産、子育てに優しい社会づくり 機運醸成事業 重点メニューー多様な働き方の実践モデルの取組)

### 重点メニュー(補助率2/3)④ ～多様な働き方の実践モデルの取組～

子育てと仕事の両立やワーク・ライフ・バランス等の観点から、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワーク等をモデル事業として実践し、多様な働き方の選択肢の一つとして地域の企業や子育て世帯と共有し、地域全体で子育てに優しい職場環境づくりの機運を醸成する取組。



#### 【主な対象経費】

企業等の選定に要する費用、実施体制構築にかかるコンサルタント費用、モデル実施にかかる機器のリース費用・通信費用・コワーキングスペースの賃借費用・保険料、セミナー等の講師謝金・旅費・会場賃借料、消耗品費、印刷費用、広報費用等

#### (概要)

子育てと仕事の両立やワーク・ライフ・バランス等の観点から、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の普及促進を図るため、地域において次に掲げる取組をモデル事業として実施する取組。

#### (実施要件)

- ・次に掲げる取組のうちいずれかを実施すること。
  - (1) 子連れテレワークの支援
  - (2) 子連れコワーキングスペースの導入
  - (3) 子連れ出勤の支援
- ・多様な働き方を新たに実践する企業や地域を選定した取組であること。
- ・多様な働き方実践のための環境整備に対して支援を行うこと。
- ・取組の実施を踏まえ、マニュアルの作成やセミナー等の開催及びSNS等での発信により、他の企業や地域における取組の普及を促進するものとする。

#### (主な対象経費)

企業等の選定に要する費用、実施体制構築にかかるコンサルタント費用、モデル実施にかかる機器のリース費用 等

## ⑤子育て家庭やこどもとの触れ合い体験

(令和5年度補正予算 結婚・妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 重点メニュー - 子育て家庭やこどもとの触れ合い体験)

### 重点メニュー（補助率2/3）⑤ ～子育て家庭やこどもとの触れ合い体験～

若い世代が家庭や地域で乳幼児等とふれあう機会が少なくなっていることから、日常生活において継続的に乳幼児等とふれあうことにより、命の大切さや子育てに関心を持つ機会を提供するとともに、子育て家庭に対しても社会とのつながりの場を提供することで、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図る取組

#### 子育て家庭やこどもとの触れ合い体験

##### 乳幼児ふれあい体験の実施

○若い世代が乳幼児等と直接ふれあい体験をすることにより、命の大切さや、乳幼児との関わり方等について学び、結婚・子育てについての理解を深める。



##### 子育て体験プログラムの実施

○若い世代が子育て世帯を訪問し、子育て・家事の体験や子育て世帯との意見交換等を行うことを通じて、結婚・子育てを応援する機運を醸成



#### 地域世帯への情報提供・広報

○報告書等を作成し、地域世帯全体を対象とした情報提供・広報を実施(広報誌への掲載、ホームページやSNSでの発信等)

#### 【主な対象経費】

ふれあい体験参加親子や子育て体験プログラム受入れ家庭を募集・マッチングするための費用、ふれあい体験参加親子や子育て体験プログラム受入れ家庭への謝金、保険加入費用、印刷費用、広報費用、消耗品費等

### (概要)

若い世代が家庭や地域で乳幼児等とふれあう機会が少なくなっていることから、日常生活において継続的に乳幼児等とふれあうことにより、命の大切さや子育てに関心を持つ機会を提供するとともに、子育て家庭に対しても社会とのつながりの場を提供することで、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図る取組。

なお、令和5年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」においても、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を社会全体で支えるため、全ての人が学童期から乳幼児の育ちや子育てについて学ぶことや、乳幼児と関わる体験の重要性が示されている。

### (実施要件)

- ・次に掲げる取組のうちいずれかを実施すること。
  - (1) 若い世代が乳幼児等と直接ふれあい体験をすることにより、命の大切さや、乳幼児との関わり方等について学び、結婚・子育てについての理解を深める取組
  - (2) 若い世代が子育て世帯を訪問し、子育て・家事の体験や子育て世帯との意見交換等を行うことを通じて、結婚・子育てを応援する機運を醸成する取組

- ・ 報告書等を作成し、地域世帯全体を対象とした情報提供・広報を実施すること（広報誌への掲載、ホームページや SNS での発信等）。

**（主な対象経費）**

ふれあい体験参加親子や子育て体験プログラム受入れ家庭を募集・マッチングするための費用、ふれあい体験参加親子や子育て体験プログラム受入れ家庭への謝金、保険加入費用、印刷費用、広報費用、消耗品費 等

## ⑥ ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

(令和5年度補正予算 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成事業 重点メニュー - ICT活用・官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究)

### 重点メニュー（補助率2/3）⑥ ～ICT活用・官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究～

婚姻数は3年ぶりに増加したものの出生数が過去最少となる中、地域の实情に応じてこれまで行ってきた結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組等の少子化対策の取組について、その影響や効果を再点検し、次年度以降の効果的な事業の実施につなげる取組。



【主な対象経費】 有識者への謝金、データ分析に係る費用、アンケート調査費用、報告書作成費用 等

### (概要)

地域の实情に応じてこれまで行ってきた結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組等の少子化対策の取組について、その影響や効果を再点検し、次年度以降の効果的な事業の実施につなげる取組。

### (実施要件)

- ・地域の实情・課題を踏まえて、どのような調査を行う必要があるか検討するとともに、調査結果を活用して、どのように地域の結婚支援等の推進につなげるか念頭において調査研究内容を決定すること。
- ・調査分析結果の見える化のため、報告書等を作成し、地域住民へ情報提供するとともに、調査研究結果を踏まえ、地域における少子化対策の効果を上げるための戦略を策定するなど、次年度以降の効果的な事業の実施に反映させること。

### (主な対象経費)

有識者への謝金、データ分析に係る費用、アンケート調査費用、報告書作成費用 等



## 4 結婚新生活支援事業

(令和6年度当初予算案・令和5年度補正予算 結婚新生活支援事業)

### ～結婚新生活支援事業～

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新規に婚姻した世帯を対象に行う結婚新生活支援事業(家賃、引越費用等を補助)の取組を支援するもの。

#### 対象となる世帯

新規に婚姻した世帯(令和6年1月1日から令和7年3月31日の間)であって、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯

※ 事業実施自治体は、地域の実情に応じて年齢要件、世帯所得要件等を設定可

#### 対象となる費用

- ① 住宅の取得費用
- ② 住宅のリフォーム費用
- ③ 住宅の賃借費用
- ④ 引越費用



#### 補助上限額

夫婦共に29歳以下:60万円 左記以外:30万円 (いずれも1世帯当たり)

※ 受給額が補助上限額に達しなかった世帯は、翌年度に限り補助の対象とできる

#### 補助率

##### 都道府県主導型市町村連携コース(補助率:2/3)

下記①から⑤までの内容を全て満たす都道府県における、③に規定する連携自治体

- ① 都道府県が、結婚新生活支援事業を実施する市区町村の面的な拡大方策を策定すること。
- ② 地域の実情・課題や取組を共有し、地域における今後の取組全般を協議する協議会等を設置すること。  
※協議会等は原則、管内全自治体が参画するものとする。
- ③ 都道府県が、「地域結婚支援重点推進事業」の重点メニューと、「結婚・妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業」の重点メニュー又は「結婚支援コンシェルジュ事業」を実施し、結婚新生活支援事業実施市区町村と連携すること。
- ④ 都道府県が、③に規定する連携自治体の協力の下、結婚新生活支援事業の認知度向上のための広報を実施すること。
- ⑤ こども家庭庁が実施する事業の実施状況に関する調査等(フォローアップ)に協力すること。

##### 一般コース(補助率:1/2)

上記以外の自治体

### ○概要

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新規に婚姻した世帯を対象に行う結婚新生活支援事業(家賃、引越費用等を補助)の取組を支援するもの。

### ○留意点

- ・新婚世帯に補助金を交付する事業のため、実施自治体においては補助要綱を作成することが必要。
- ・本事業は少子化対策(経済的不安の軽減)を主目的としていることから、補助要綱の目的が「移住・定住促進のみ」となっている場合には対象外。
- ・新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策であれば、地方自治体において、独自に要件緩和/厳格化や補助上限額の引き上げ/引き下げを行うことが可能。  
(要件緩和・補助上限額引き上げ分については一般財源で対応)
- ・実績報告時に受給世帯の属性(夫婦の年齢、所得等)を含む交付実績の提出を求めため、必要な情報の把握に努めること。

### ○アンケートの実施

- ・所定の様式に基づき、受給者に対しアンケートの協力を依頼すること。



なお、実施に当たって電子申請等オンラインによる実施も可とする。

### 3. 交付金活用の実務

#### (1) ステップアップの考え方

##### <ステップアップの定義>

○本交付金におけるステップアップとは、地域の実情・課題を踏まえ、これまでの取組の中で浮かび上がった課題に対応して、取組を拡充・深化させたり、工夫・見直しを行ったりすることを指す。

※課題に対応した取組を行うことがポイントとなるため、必ずしも新たな要素を加えたり、規模を拡大したりすることだけを指すものではなく、取組を重点化（選択と集中）するための規模の縮小や運営上の工夫を加えることもステップアップと認められる場合がある。

○過年度からの継続事業については、ステップアップをすることが採択の要件となる。

※過年度の事業で浮かび上がった課題の分析やそれに対する取組（ステップアップ）が見られないものは不採択となる。

※結婚新生活支援事業については、本資料に記載している事業内容のステップアップに代えて、KPIの計画値を事業の継続年数に応じて上げる必要がある。

##### <ステップアップの目的>

○ステップアップの目的は、自治体が、過年度に浮かび上がった課題に対応し、当該事業をより良い形に改善することで、事業の計画→実施→検証→改善というPDCAサイクルの好循環を促し、限られた財源の中、少子化対策の取組の効果を最大限高めることにある。

#### (2) 恒常的運営経費に係る3年ルール

自治体における取組を自立的に発展させるため、自治体の結婚支援センターの運営費（人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等）を除き、人件費、システム維持費等の経費が恒常的に発生する事業（例：結婚や子育てに関する情報提供などを行うポータルサイト・アプリ等の運営費）については、地域の実情や課題に対応して取組をステップアップすることを条件に、**設置後3か年度を限度として従前からの運営費も交付金の対象\***とする。

※設置時に交付金を活用しているか否かを問わず、設置から3か年度が限度。

※設置3か年度経過後は、ステップアップに関連した部分のみ交付金対象。

### (3) 結婚支援センターの設置運営指針への準拠

---

- 自治体の結婚支援センターが取組の主体となる事業については、当該結婚支援センターが「地域少子化対策重点推進事業における結婚支援センターの設置運営指針」（令和3年3月25日内閣府子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当）決定）を満たす場合に限り交付対象となる。
- 自治体は、交付申請及び実績報告書類提出に際し自己点検を行い、「結婚支援センターの設置運営指針チェックリスト」に結果を記入の上、提出が必要。

### (4) 交付決定後の申請内容の変更

---

#### <事前相談必須>

- 交付決定後に申請内容を変更（実施期間の変更を含む）する場合は、必ず事前相談をされたい。  
※変更申請手続が必要なものについて、事前の相談なく実績報告がなされた場合は、交付の対象とならないことがある。
- 原則として変更交付申請が必要だが、変更の内容が「軽微な変更」に該当する場合に限り、変更交付申請は不要（交付要綱第8条）。
- 「軽微な変更」に該当するか否かは、こども家庭庁との協議の上決定する。

< 「軽微な変更」の考え方 >

- 「軽微な変更」に該当するのは、事業費の総額の「経費の配分」又は「補助事業等の内容」を変更する場合に以下の①～③の基準を全て満たす場合に限られる。

<p>経費の配分を変更する場合</p>	<p>① 経費の目的を実質的に変更するものではない場合                  ② 経費の配分の変更が経費使用の効率化に貢献するものであり、補助目的の達成に何らの支障がないと認められる場合                  ③ 種目別配分の固定化がかえって経費の能率的な使用を妨げるおそれがあり、かつ、補助事業者等の創意に基づく配分の変更を認めても補助目的の達成に支障がないものと認められる場合</p> <p>※事業間の経費の流用は、個別事業間の流用額が流用前の交付決定額の20%以内である場合に限る。                  (→Q &amp; A Q20「計画の変更と変更申請手続き」参照)</p>
<p>補助事業等の内容を変更する場合</p>	<p>① 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合                  ② 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合                  ③ 補助目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部の変更である場合</p>

★ポイント★

- 「軽微な変更」に該当するかの判断の際には、特に

- ・ 交付決定金額
- ・ セミナー・イベント等の実施回数
- ・ 新たな費目の追加
- ・ 前年度からのステップアップ部分
- ・ KPI に関わる部分

についての変更かどうかを確認している。

- 申請内容の変更を検討する場合は、必ず事前相談されたい。

## (5) 財産処分について

---

### <事前に子ども家庭庁長官の承認が必要>

○交付金を活用して取得した財産については、処分を制限しているところであり（交付要綱第18条）、耐用年数を満了せず財産を処分しようとする時は、「あらかじめ（中略）子ども家庭庁長官の承認を受けなければならない」と規定している（同条第3項）。

### ○耐用年数について

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を参照されたい（同条第2項）。

### <残存価格の返還>

○耐用年数満了前に処分した財産については、子ども家庭庁長官の承認の後、残存価額を国庫に返還していただく必要がある（同条第4項）。

### <これらを踏まえた留意点>

#### ○取得前の検討

交付金を活用して財産（特にポータルサイトやアプリといったソフトウェア）を取得しようとするときは、耐用年数を満了できる内容であるか、取得前に十分に検討されたい。

#### ○子ども家庭庁への事前相談

地域の実情等により、やむを得ず取得した財産を処分しようとする場合は、財産処分を検討する段階で必ず子ども家庭庁に相談されたい。各自治体の状況を詳細に伺った上で、財産処分に該当するか否かも含めて検討させていただく。

## (6) 交付申請・交付決定、変更交付申請・変更交付決定、額の確定の流れ

### <交付申請・交付決定>

- ・翌年度実施する事業について、都道府県知事から交付申請を受け、こども家庭庁長官が交付決定を行う。
- ・交付申請は4月中旬以降、交付決定は5月中を予定。
- ・交付申請の前に、事前協議（1月～）の上審査結果を付した内示をお示しする（3月下旬）。

① 事前協議	
概要	作成した実施計画について都道府県とこども家庭庁との間で協議を行う。 必要に応じてメール・電話で計画内容について質問・確認させていただき、場合によっては修正をお願いすることもあり得る。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式1-1（所要額調）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式1-2（実施計画総括表）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式2-1（実施計画書 個票）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式2-2（積算内訳書） （結婚新生活支援事業は不要）</li> <li>・（参考）令和6年度における「運営費」対象経費の実支出額の算出用 （結婚支援センターの運営費について申請する場合）</li> <li>・ 個票（様式2-2）記載金額についての根拠資料（見積書等）</li> <li>・ 補助事業についての補助要綱等（案） （結婚新生活支援事業を含む補助事業を実施する場合）</li> <li>・ 予算時期調査</li> </ul>
提出先	こども家庭庁長官官房少子化対策室 ※ <u>電子媒体のみで可</u> ※ <u>少子化交付金2 &lt;syousika.koufukin2@cfa.go.jp&gt;宛にメールにて送付</u>
標準処理期間（目安）	例年1月下旬～2月下旬（実施計画提出～事務局審査） ※計画内容によっては1か月以上かかることもあり得る



② 審査・内示	
概要	実施計画について、事務局審査を行う。 有識者審査を要する事業については、有識者審査も併せて行う。 審査が完了したものには内示を行う。
標準処理期間(目安)	2月下旬～3月下旬(事務局審査～内示)

③ 交付申請(都道府県知事→こども家庭庁長官)	
概要	審査を通過した実施計画を基に、交付申請を行う。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式1-1(所要額調)</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式1-2(実施計画総括表)</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式2-1(実施計画書 個票)</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式2-2(積算内訳書) (結婚新生活支援事業は不要)</li> <li>・ (参考) 令和6年度における「運営費」対象経費の実支出額の算出用 (結婚支援センターの運営費について申請する場合)</li> <li>・ 個票(様式2-2)記載金額についての根拠資料(見積書等)</li> <li>・ 補助事業についての補助要綱等(案) (結婚新生活支援事業を含む補助事業を実施する場合)</li> <li>・ 歳入歳出予算書(見込書)抄本</li> </ul>
提出先	こども家庭庁長官官房少子化対策室 ※ <u>電子媒体のみで可</u> ※ <u>少子化交付金2 &lt;syousika.koufukin2@cfa.go.jp&gt;宛にメールにて送付</u>
標準処理期間(目安)	4月中旬以降(交付申請)

④ 交付決定(こども家庭庁長官→都道府県知事)	
概要	交付申請に基づき、交付決定を行う。
発出書類	交付要綱 別紙様式第2
標準所要期間(目安)	5月中(交付決定)

<変更交付申請・変更交付決定>

- ・既に交付決定された内容を変更する場合、又は追加で交付申請をする場合は、都道府県知事から変更交付申請を受け、こども家庭庁長官が変更交付決定を行う。
- ・変更交付申請・変更交付決定は、原則月1回。
- ・変更交付申請の前に、事前協議の上審査結果をお示しする。
- ・原則として、変更申請の際には内示は行わない。

① 事前協議	
概要	作成した実施計画について都道府県とこども家庭庁との間で協議を行う。 必要に応じてメール・電話で計画内容について質問・確認させていただき、場合によっては修正をお願いすることもあり得る。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式1-1 (所要額調)</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式1-2 (実施計画総括表)</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式2-1 (実施計画書 個票)</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式2-2 (積算内訳書) (結婚新生活支援事業は不要)</li> <li>・ (参考) 令和6年度における「運営費」対象経費の実支出額の算出用 (結婚支援センターの運営費について申請する場合)</li> <li>・ 個票(様式2-2)記載金額についての根拠資料(見積書等)</li> <li>・ 補助事業についての補助要綱等(案) (結婚新生活支援事業を含む補助事業を実施する場合)</li> <li>・ 予算時期調査</li> </ul>
提出先	こども家庭庁長官官房少子化対策室 ※ <u>電子媒体のみで可</u> ※ <u>少子化交付金1</u> <syousika.koufukin1@cfa.go.jp>宛にメールにて送付
標準処理期間(目安)	2週間(実施計画提出～事務局審査) ※計画内容によっては2週間以上かかることもあり得る

② 審査	
概要	実施計画について、事務局審査を行う。 有識者審査を要する事業については、有識者審査も併せて行う。
標準処理期間(目安)	随時(事務局審査～審査結果通知)

③変更交付申請（都道府県知事→こども家庭庁長官）	
概要	審査を通過した実施計画を基に、交付申請を行う。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要綱 別紙様式第 4</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第 1 様式 1-1（所要額調）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第 1 様式 1-2（実施計画総括表）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第 1 様式 2-1（実施計画書 個票）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第 1 様式 2-2（積算内訳書） （結婚新生活支援事業は不要）</li> <li>・（参考）令和 6 年度における「運営費」対象経費の実支出額の算出用 （結婚支援センターの運営費について申請する場合）</li> <li>・ 個票（様式 2-2）記載金額についての根拠資料（見積書等）</li> <li>・ 補助事業についての補助要綱等（案） （結婚新生活支援事業を含む補助事業を実施する場合）</li> <li>・ 歳入歳出予算書（見込書）抄本</li> </ul>
提出先	<p>こども家庭庁長官官房少子化対策室</p> <p>※<u>電子媒体のみで可</u></p> <p>※<u>少子化交付金 1</u> &lt;syousika.koufukin1@cfa.go.jp&gt;宛にメールにて送付</p>
標準処理期間（目安）	随時（審査結果通知～交付申請）

④変更交付決定（こども家庭庁長官→都道府県知事）	
概要	交付申請に基づき、交付決定を行う。
発出書類	地域少子化対策重点推進交付金変更交付決定通知書
標準所要期間（目安）	随時（交付申請～交付決定）

<実績報告・額の確定>

- ・ 事業終了後、都道府県知事から実績報告を受け、こども家庭庁長官が額の確定を行う。
- ・ 確定した額については、事業実施年度の翌年度4月末までに、都道府県に対して支払う。

①実績報告（都道府県知事→こども家庭庁長官）	
概要	事業実績をこども家庭庁に提出する。 必要に応じて、実績金額について質問・確認させていただき、場合によっては修正をお願いすることもあり得る。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要綱 別紙様式第8</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第8 様式1-1（精算書）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第8 様式1-2（実施報告総括表）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第8 様式2-1（実施報告書 個票）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第8 様式2-2（支給実績内訳書）</li> <li>・ （参考）令和6年度における「運営費」対象経費の実支出額の算出用 （結婚支援センターの運営費について申請する場合）</li> <li>・ 結婚新生活支援事業交付実績一覧（実施自治体のみ）</li> <li>・ 歳入歳出決算書（見込書）抄本</li> <li>・ 補助事業についての補助要綱等 （結婚新生活支援事業を含む補助事業を実施している場合）</li> <li>・ 額の確定通知の写し（市町村に交付決定している場合や、企業・団体等が補助事業を実施している場合）</li> <li>・ 交付決定通知書の写し（こども家庭庁から最後に交付決定を受けた際の交付決定通知書の写し）</li> </ul>
提出先	こども家庭庁長官官房少子化対策室 ※ <u>電子媒体のみで可</u> ※ <u>少子化交付金1</u> <syousika.koufukin1@cfa.go.jp>宛にメールにて送付
標準処理期間（目安）	3月下旬～4月中旬

②額の確定（こども家庭庁長官→都道府県知事）、確定額の支払	
概要	実績報告に基づき額の確定を行い、確定額を支払う。
発出書類	交付要綱 別紙様式第9
標準所要期間（目安）	4月下旬（額の確定通知）、4月末（確定額の支払） ※支払名義は「コドモカテイチヨウ」

(7) 実施計画書（交付申請） 記載要領

1. 地域少子化対策重点推進交付金実施計画書個票

交付要綱 別紙様式第1 様式2—1

<p>事業メニュー・区分 ・関連事業メニュー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容に応じて、プルダウンから選択</li> </ul>
<p>個別事業名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「少子化対策」が目的であることが明確であり、かつ事業内容を端的に示すものとなっているか</li> <li>・価値観の押し付けと受け止められかねない名称となっていないか</li> <li>・性別役割分担意識に基づく名称となっていないか</li> </ul>
<p>実施期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として「令和6年4月1日～令和7年3月31日」</li> </ul>
<p>事業開始年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続事業の場合のみ記載</li> <li>・一般財源での実施も含めた事業開始年度を記載。</li> </ul>
<p>対象経費支出予定額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額（補助率を乗じる前の額）を円単位で記載</li> </ul>
<p>自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け</p>	<p>○これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化対策に関連した各自治体における計画（総合計画、総合戦略、次世代育成計画等）や、実施してきた取組に触れて、これまでの自治体における少子化対策の全体像を記載</li> <li>・これまでの少子化対策に対する効果検証から浮かび上がった実情及び課題を記載</li> <li>・産業の特色など、少子化に結び付く地域独自の要因があれば、それらについても記載</li> <li>・可能な限り具体的なデータを盛り込むこと</li> </ul> <p>○当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情及び課題を踏まえ、今年度、自治体において展開する少子化対策の全体像を記載</li> <li>・今年度の少子化対策の中での本個別事業の位置付けを記載</li> <li>・地域の課題を解決するための個別事業であることが分かるような記載ぶりとする。</li> </ul> <p>&lt;地域少子化対策重点推進事業&gt;</p>



	<p>○過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組（ステップアップ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財源での実施も含めた継続事業については、過年度の事業で浮かび上がった課題の分析やそれに対する取組（ステップアップ）を記載</li> <li>・令和6年度から実施する新規事業については記載不要。</li> </ul> <p>※事業の手法やターゲット等が課題解決につながるという点を明確に記載</p> <p>※継続事業については、過年度のKPIの達成状況等の検証結果（達成状況が芳しくない場合は、原因分析と改善策）を踏まえ、必要な対応がなされているか</p> <p>※実施要領の「6 事業実施に当たっての留意点」に留意した取組となっているか、性別役割分担意識に基づく考え方など特定の価値観に偏った事業内容となっていないか、に注意</p> <p>※企業の人事担当者が従業員の婚活イベント・セミナー等への参加状況について、把握可能な仕組みとなっていないか。（把握可能な仕組みは不可）</p> <p>※結婚新生活支援事業においては記載を省略可</p>
	<p>○取組内容説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事業の具体的内容を記載</li> <li>・セミナー、イベント等の場合、費用対効果（一人当たりコスト）を確認するため、必ず参加予定人数を記載</li> <li>・広報の場合、①広報の目的、②訴求対象者（ターゲット）、③当該広報媒体の選定理由、④広告スペースや掲載回数についても記載（Q&amp;A Q36）。</li> <li>・結婚支援コンシェルジュ事業の場合、①配置先、②雇用形態、③配置人数、④人数の考え方を必ず記載</li> <li>・継続事業については、ステップアップ部分に下線（文字に色を付けるのではなく下線を引くこと）。</li> </ul> <p>○次年度以降に向けた事業の方向性</p> <p>※本事業を自立的に発展させるため、来年度以降どの</p>

<p>個別事業の内容</p>	<p>ように展開するかを記載</p> <p>○事業内容を検討する上で参考とした既存事業「〇〇県〇〇市 △△事業」のように記載</p> <p>&lt;結婚新生活支援事業&gt;</p> <p>○①新規世帯見込については、継続補助分を除いた本年度の見込世帯数を記載し、②継続補助見込については、継続補助規定の有無、前年度補助上限額未満の支給見込世帯数及び対象経費支出予定額を記載</p> <p>○積算根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度から引き続き事業を実施する自治体は(例1)または(例2)により積算</li> <li>・新規に事業を実施する自治体は(例2)または(例3)により積算</li> </ul> <p>※対象世帯数の積算は、過去の交付実績及び第三者の目から見て、「夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ夫婦の合計所得500万円未満の婚姻世帯数」の積算として適切かという観点に基づき審査する</p> <p>※要件緩和分については一般財源で対応されたい</p> <p>○継続事業については、令和5年12月時点における申請実績世帯数及び令和6年1月～3月の申請見込世帯数を記載</p> <p>○広報について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず記載すること</li> </ul> <p>※より効果的な事業を実施するため、各種関係団体等と連携し、事業の広報を積極的に行うこと</p> <p>※チラシ等については、配架先・枚数の計画をできるだけ具体的に記載</p>
<p>少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標</p>	<p>少子化対策に関連した各自治体における計画(総合計画、総合戦略、次世代育成計画等)で設定しているKPIを記載</p>
<p>参考指標</p>	<p>合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率の直近の数値を記載</p>
	<p>・KPI設定例を参照の上設定されたい (◎の指標は必ず設定)</p>

<p>個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定する際に考慮した数値（前年度末実績値等）があれば、併せて記載</li> <li>・ アウトプット、アウトカムは両方設定</li> <li>・ 事業実施年度末における KPI を設定</li> <li>・ KPI は、審査に当たって重要な部分となるので、KPI 設定例を参考に、地域の実情と課題との関係も考慮の上、達成予定時期も含めて十分に検討されたい。</li> </ul> <p>※地域の実情、課題を踏まえ、この課題の解決に向けての進捗を計測するものとして適切な指標をいう。事業目的の達成度が数値で測れるようなものを設定いただきたい</p> <p>※婚姻数、カップル成立数等の KPI の設定については、必須とするものではない。</p> <p>&lt;参考指標&gt;</p> <p>※地域の実情に応じた指標を設定してください。</p> <p>※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。</p>
<p>他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法</p>	<p>他の都道府県や市町村との連携のもと実施する場合、具体的な方法を記載</p> <p>※自治体間連携を要件とする事業及び都道府県主導型市町村連携コースに係る事業を実施する場合は必須</p>
<p>民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法</p>	<p>民間事業者との連携のもと実施する場合、具体的な方法を記載</p> <p>※結婚新生活支援事業における広報の取組については、できる限り都道府県及び民間事業者と連携して実施</p>

## 2. 積算内訳書

交付要綱 別紙様式第1 様式2—2

<p>本個別事業に要する費用及びその内訳</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個票のどの取組に対応した経費が分かるように記載（費目ごとの留意事項については、Q&amp;A 参照）。</li><li>・ 取組ごとの小計を記載</li></ul> <p>※委託料については、内訳を明記の上、見積書等の根拠書類を添付</p> <p>※「企画運営費」や「企画調整費」については、具体的な経費が分かるように内訳及び積算根拠を記載</p> <p>※結婚支援センターの運営費については、「(参考)令和6年度における「運営費」対象経費の実支出額の算出用」に記載した数値を転記</p>
--------------------------	--

## (8) 実施計画書（変更交付申請） 記載要領

※基本的な記載要領は交付申請時と同様。

本資料では、交付申請時と異なる点について記載。

### 1. 地域少子化対策重点推進交付金実施計画書個票

交付要綱 別紙様式第1 様式2—1

実施期間	原則として、「令和6年4月1日～令和7年3月31日」としてください。
対象経費支出予定額	変更（増額／減額）した場合は下線
個別事業の内容	<p>&lt;地域少子化対策重点推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定済の個票の内容を変更する場合は、変更箇所の下線（ステップアップ部分の変更箇所は二重下線）</li> <li>・変更理由について簡潔に記載</li> </ul> <p>&lt;結婚新生活支援事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更（増額／減額）部分の積算が分かるように記載</li> <li>・変更（増額／減額）理由について簡潔に記載</li> </ul>
個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標（注）の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容に応じて、必要であればアウトプット・アウトカムの数値を変更してください</li> <li>・変更箇所には下線</li> </ul>

### 2. 積算内訳書

交付要綱 別紙様式第1 様式2—2

本個別事業に要する費用及びその内訳	・積算内訳書の内容を変更する場合は、変更箇所の下線
-------------------	---------------------------



(9) 実施報告書（実績報告） 記載要領

1. 地域少子化対策重点推進交付金実施報告書個票

交付要綱 別紙様式第8 様式2—1

事業メニュー・区分 ・関連事業メニュー ・個別事業名	交付決定時と同じ内容を記載
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始期：交付決定を受けた日</li> <li>※「交付決定日」ではなく具体的な年月日を記載</li> <li>※変更交付決定を受けた場合でも、最初に交付決定した日を記載</li> <li>・終期：事業終了日</li> </ul>
交付決定額	交付決定時の対象経費支出予定額を円単位で記載
対象経費支出額	本交付金の対象外経費を除いた対象経費実支出額（補助率を乗じる前の額）を円単位で記載
個別事業の実績	<p>&lt;地域少子化対策重点推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業全体の概要を記載</li> <li>・取組ごとの実施回数、実施時期、参加者数、要した経費を記載</li> <li>・委託事業の場合、委託契約日・委託先を記載</li> <li>・情報サイト、HP作成事業の場合、サイト URL を記載</li> <li>・文末は「過去形」「過去完了形」とすること</li> </ul> <p>&lt;結婚新生活支援事業&gt;</p> <p>○広報について</p> <p>※必ず記載。</p> <p>※チラシ等については、配架先、枚数等の実績をできるだけ具体的に記載。</p> <p>○実績内訳について</p> <p>様式 結婚新生活支援事業交付実績一覧を別途提出</p>
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法	文末は「過去形」「過去完了形」とすること
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法	文末は「過去形」「過去完了形」とすること

<p>委託契約の有無及び契約方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約の有無及び有の場合には契約方式を記載すること。</li> <li>・競争性のない随意契約による契約の場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること。</li> </ul> <p>※地域少子化対策重点推進事業のみ記載</p>
----------------------	---

2. 支給実績内訳書

交付要綱 別紙様式第8 様式2—2

<p>本個別事業に要した費用及びその内訳</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個票のどの取組に対応した経費が分かるように記載</li> </ul> <p>※委託料については、本交付金の対象外経費が含まれていないことが分かるよう、記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績額には、実際に要した額を記載すること。</li> <li>・計画額には、各項目の交付決定時の計画額について、交付対象外経費を除いた額を記載すること。</li> </ul>
--------------------------	--

地域少子化対策重点推進交付金 KPI設定例(1.地域結婚支援、2.コンシェルジュ)

Table with 4 columns: 取組例, 1. 地域結婚支援重点推進事業, 取組例, 1. 地域結婚支援重点推進事業. It details various KPIs for marriage support and concierge services, including metrics like participant numbers, satisfaction levels, and service utilization.

◎:必須項目

地域少子化対策重点推進交付金 KPI設定例(3.機運醸成、4.新生活)

Table with 4 columns: 取組例, 3. 結婚・妊娠・出産・子育てに備え社会作り機運醸成事業, 取組例, 3. 結婚・妊娠・出産・子育てに備え社会作り機運醸成事業. It details KPIs for creating social conditions and supporting new life, including metrics like business cooperation, community support, and service satisfaction.

◎:必須項目

## 4. 記載例

### (1) 交付申請書類の記載例

別紙様式第 1

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県名、知事名を記載

●●都道府県知事 ■■ ■■

地域少子化対策重点推進交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

交付金所要額の合計を記載

#### 1 交付申請額

内訳

金	千円
都道府県事業 金	千円
市町村事業 金	千円

#### 2 添付書類

- (1) 地域少子化対策重点推進交付金所要額調 (様式 1-1)
- (2) 地域少子化対策重点推進交付金実施計画総括表 (様式 1-2)
- (3) 地域少子化対策重点推進交付金実施計画書個票 (様式 2-1)
- (4) 地域少子化対策重点推進交付金積算内訳書 (様式 2-2)
- (5) 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本

※交付申請額 (うち、R5 補正	金	千円)
都道府県事業	金	千円
市町村事業	金	千円
(うち、R6 当初	金	千円)
都道府県事業	金	千円
市町村事業	金	千円

予算区分別、都道府県/市町村別に交付金所要額を記載

地域少子化対策重点推進交付金(令和6年度実施事業)所要額調

都道府県名

A県

自治体名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費支出予定額 D	算定基礎額 E	基準額 F	交付金所要額 G	備考
	円	円	円	円	円	円	円	
<b>1. 都道府県事業</b>	8,850,000	0	8,850,000	8,800,000	5,183,333		5,183,000	
令和6年度当初	2,050,000	0	2,050,000	2,000,000	1,333,333		1,333,000	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	2,050,000	0	2,050,000	2,000,000	1,333,333	66,666,000	1,333,333	
結婚新生活支援 補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	
令和5年度補正	6,800,000	0	6,800,000	6,800,000	3,850,000		3,850,000	
地域少子化対策重点推進事業 補助率3/4のもの	1,800,000	0	1,800,000	1,800,000	1,350,000	150,000,000	3,850,000	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率1/2のもの	5,000,000	0	5,000,000	5,000,000	2,500,000	0	0	新規世帯見込 世帯 (~29歳: .30歳~: )
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	継続補助見込 世帯 (対象経費 円)
<b>2. 市町村事業</b>	2,550,000	0	2,550,000	2,550,000	1,700,000		1,700,000	
市町村事業(令和6年度当初)	0	0	0	0	0		0	
市町村事業(令和5年度補正)	2,550,000	0	2,550,000	2,550,000	1,700,000		1,700,000	
<b>(1) A市</b>	2,550,000	0	2,550,000	2,550,000	1,700,000		1,700,000	
令和6年度当初	0	0	0	0	0		0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	10,000,000	0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	1,275,000	0	
令和5年度補正	2,550,000	0	2,550,000	2,550,000	1,700,000		1,700,000	
地域少子化対策重点推進事業 補助率3/4のもの	0	0	0	0	0	22,500,000	0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援 連携コース	2,550,000	0	2,550,000	2,550,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	新規世帯見込 5 世帯 (~29歳: 3 .30歳~: 2 )
								継続補助見込 1 世帯 (対象経費 150,000 円)
<b>(2)</b>	0	0	0	0	0		0	
令和6年度当初	0	0	0	0	0		0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	0	0	0	0	0		0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0		0	
<b>(3)</b>	0	0	0	0	0		0	
令和6年度当初	0	0	0	0	0		0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	0	0	0	0	0		0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0		0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	0	0	0	0	0		0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率1/2のもの	0	0	0	0	0		0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0		0	
<b>3. 合計</b>	11,400,000	0	11,400,000	11,350,000	6,883,333		6,883,000	
合計(令和6年度当初)	2,050,000	0	2,050,000	2,000,000	1,333,333		1,333,000	
合計(令和5年度補正)	9,350,000	0	9,350,000	9,350,000	5,550,000		5,550,000	

新規世帯見込 世帯 (~29歳: .30歳~: )

継続補助見込 世帯 (対象経費 円)

市町村事業の小計

29歳以下とそれ以外への支給見込世帯数をそれぞれ記載すること。

新規世帯見込 5 世帯 (~29歳: 3 .30歳~: 2 )

継続補助見込 1 世帯 (対象経費 150,000 円)

○「総事業費」= 寄附金その他の収入額をすべて含めた、事業実施に係る金額を記載

○「寄付金その他の収入額」= 当該事業に明確に紐付けされている寄附金等を記載

○「対象経費支出予定額」= 総事業費のうち、交付要綱(別添)の「3 対象経費」に該当する部分の金額(対象外経費を除く)を記載

○「算定基礎額」= 差引額と対象経費支出予定額を比較して少ない方の額に補助率を乗じた金額を記載

○「基準額」= 交付要綱(別添)の「2 基準額」に記載されている金額を記載

○「交付金所要額」= 算定基礎額と基準額を比較して少ない方の金額を記載(1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

○「備考」= 結婚新生活支援事業を実施する場合には、支給対象見込世帯数及び継続補助の対象経費支出予定額(継続補助を実施する場合のみ)を記載

交付金所要額の合計

新規世帯見込 世帯 (~29歳: .30歳~: )

継続補助見込 世帯 (対象経費 円)





(令和6年度当初) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 A市 (都道府県: B県)  
 本事業の担当部局名 ○○部△△課

事業メニュー	結婚_妊娠_出産_子育てに温かい社会づくり_機運醸成事業				
区分	一般メニュー				
関連事業メニュー	3.1.4 ライフデザインセミナーの実施				
個別事業名	若い世代向けのライフデザインセミナー事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度	令和元年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	5,000,000				円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 当市においては、平成30年に市としての少子化対策を「○○プラン」として取りまとめ、総合的な取組を始めたところである。同プランに基づき、結婚支援及び子育てに温かい社会づくりを進めてきたが、特に結婚支援については、令和4年の市内婚姻数が○○件、婚姻率が○○と、過去と比べて経年的に低下傾向にある。同傾向については、若い世代が結婚に対する経済的不安を抱えていることや、将来のライフプラン等について考える機会が十分に与えられていないことが主な原因であると分析している。				
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 過年度に引き続き、主に若い世代に対してライフプランセミナーを重点的に行う。その際、EBPMを意識した事業を推進するため、実施後に事業対象者に丁寧にアンケート調査等を行い、次年度以降により効果的な取組を行えるように留意する。また、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。				
	<本個別事業の位置付け> 若い世代に対して自身のライフデザインを考える機会を提供するため、ライフプランセミナー等を行うもの。				
個別事業の内容 ※(注)3	(過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)) 従来の形式では、参加者が主体的に考える機会が少なかったため、受講後アンケートでセミナーに満足した割合が7割程度であった。そのため、セミナー形式の単なる知識や情報の提供にとどまらず、若い世代がより主体的に自身のライフイベントについて考えることができるよう、ワークショップを行い、多様な考え方に触れる機会を創出する。				
	番号	項目	内容	ステップアップ	KPI設定
	1	セミナー・ワークショップの実施	・県内の高校・大学と連携し、ライフデザインセミナー及びワークショップを実施する。 (セミナー) 妊娠・出産の正しい知識と結婚～子育てに関するマネーライフプランニング等について(ワークショップ) 子育て世帯をファシリテーターとし、複数のロールモデルの提供の一助とする。 (ファシリテーターは公募の上、決定する) ※対象: 県内大学○校、県内高校○校を予定	○	○
	2	ライフデザイン啓発サイトの開発	・ライフデザインを描くために必要なデータを充実させ、正しい知識に基づいて人生設計ができるよう支援する。 ・サイト上でライフデザインをシミュレーションできるツールを提供する。 ・若い世代へ普及するための効果的な手段としてSNSを活用した広報・周知をおこなう。		○
3		・継続事業の場合はステップアップがあるかチェック			
【次年度以降に向けた事業の方向性】 アンケート結果を活用し、各世代に応じたセミナーの内容について検討をおこない、より効果的に実施されるよう見直しを図る。					
【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】 ○○県 ライフプランニング支援事業					



少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会と感じている者の割合		%	〇〇 (令和7年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			〇〇 (令和4年)	
	婚姻件数		件	〇〇 (令和4年)	
	婚姻率			〇〇 (令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容 番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	①セミナー・ワークショップ参加者数		〇〇	〇〇 (R6. 1. 1時点)
	2	②ライフデザイン啓発サイトのリーチ数		〇〇	〇〇 (R6. 1. 1時点)
	3				
		(アウトカム)			
	1	(共通)ライフデザイン事業全体の認知率		〇	〇〇 (R6. 1. 1時点)
	2	①人生設計(ライフプラン)について考えるきっかけとなった参加者の割合(満足度)		〇〇	〇〇 (R6. 1. 1時点)
	3				
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7		Webサイトの周知広報などについて連携するとともに、取組成果を共有する。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8		多様なロールモデルを示すことが出来るよう、県内経済団体や企業等の協力も得ながら講師派遣を行う。			

※KPI設定例をご参照のうえ、設定してください。(◎の指標は必ず設定してください)  
※設定する際に考慮した数値(前年度末実績値等)があれば、併せて記載してください。

積算内訳書

1. 地方自治体名	A市
2. 個別事業名	若い世代向けのライフデザインセミナー事業 対象経費支出予定額： 5,000,000 円

3. 本個別事業に要する費用及びその内訳

No	経費区分	経費区分毎の内訳	総事業費	交付対象事業費	
				交付対象事業費	交付対象外事業費
1		①セミナー・ワークショップの実施（小計 1,200千円）			
2	諸謝金	・講師謝金 50千円×20回=1,000千円	1,000,000	1,000,000	
3	旅費	・講師旅費 5千円×20回=100千円 ・職員旅費 2千円×20回=40千円	140,000	140,000	
4	需用費	・資料作成 60千円	60,000	60,000	
5					
6		②ライフデザイン啓発サイトの開発（小計 3,800千円）			
7	委託料	・サイト構築 1,000千円 ・システム設計 1,200千円 ・SNS広告 800千円 ・アンケート調査 800千円	3,800,000	3,800,000	
8					
9					対象外経費が含まれる場合は記載
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
計			5,000,000	5,000,000	0

(経費区分ごとの合計)

区分	諸謝金	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費
総事業費	1,000,000	0	0	140,000	60,000	0
交付対象事業費	1,000,000	0	0	140,000	60,000	0
区分	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金	補助金	計
総事業費	3,800,000	0	0	0	0	5,000,000
交付対象事業費	3,800,000	0	0	0	0	5,000,000

(参考)上記のうち、セミナー・イベント等開催時の一人当たりコスト

(単位:円、人)

番号	セミナー・イベント名称	所要額(X)※	参加予定人数(Y)	(参考)過去の同セミナー・イベントの人数	一人当たりコスト(X÷Y)
1	ライフデザインセミナー	1,200,000	400	300	3,000
2					0
3					0

セミナー・イベントの1人当たりコストについて記載

※自治体間連携で事業を実施する場合は、総額の所要額を入力すること。

(令和6年度当初) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (都道府県分) 個票

自治体名 **B県** (都道府県: **B県**)  
 本事業の担当部局名 **〇〇部△△課**

事業メニュー	地域結婚支援重点推進事業				
区分	一般メニュー				
関連事業メニュー	1_1_1 結婚支援センターの開設・運営、マッチングシステムの構築				
個別事業名	B県結婚支援センター運営事業	新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日	～	令和7年3月31日	事業開始年度	平成 29 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,693,600				円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通                  当県においては、平成30年に県としての少子化対策を「〇〇プラン」として取りまとめ、総合的な取組を始めたところである。同プランに基づき、結婚支援及び子育てに温かい社会づくりを進めてきたが、特に結婚支援については、令和4年の県内婚姻数が〇〇件、婚姻率が〇〇と、過去と比べて経年的に低下傾向にある。同傾向については、出会いの機会が未だ十分でないことや大都市を含む一部の市区町村が結婚支援未実施であり、県と市町村との連携が十分にできていないことが主な原因であると分析している。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)                  &lt;当年度の少子化対策の全体像&gt; ※全事業共通                  過年度に引き続き、婚姻件数や婚姻率の低下に歯止めをかけるべく、出会いの場の創出を重点的に行う。また、EBPMを意識した事業を推進するため、実施後に事業対象者に丁寧にアンケート調査等を行い、次年度以降により効果的な取組を行えるように留意する。さらに、結婚支援コンシェルジュを新規に配置し、結婚支援未実施市町村に働きかけを行うことで、県内全市区町村で協力して結婚支援を行う下地を作る。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt;                  出会いの場の創出に大きな役割を果たすB県結婚支援センターの運営を行うもの。</p> <p>(過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ))</p>				
結婚支援センター運営費についてはこの欄は記載不要					
個別事業の内容 ※(注)3	番号	項目	内容	ステップアップ	KPI設定
	1	結婚支援センターの運営	会員が結婚の希望をかなえられるようにするため、結婚支援センターの運営として、以下の取組を行う。 ・月～金曜日の週5日開所し、対面での相談業務 ・マッチングシステムによる引き合わせ ・定期的な個別相談会の実施(毎月、年12回) ・センター職員のスキル向上のための研修会の開催(年2回) ・会員数の増加及びセンター認知度向上のための周知広報(チラシ・ポスター・HP) ・会員数の増加及びセンター認知度向上のための企業訪問(隔月、年6回)		○
	2				
	3		結婚支援センターによる取組を自立的に発展させるための方向性 (例:センター利用者の声を踏まえた業務見直し等)を明記すること。		
<p>【次年度以降に向けた事業の方向性】                  センター利用者の声を踏まえて業務の効率化を進めるとともに、センター運営の趣旨に賛同いただける企業・団体等を増やし、将来的にセンター運営を自走させることにより、結婚の希望をかなえる取組を継続的に実施できる体制作りを進める。</p> <p>【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】</p>					

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値	
		結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会と感じている者の割合		%	〇〇 (令和7年)	〇〇 (令和4年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績		
	合計特殊出生率			〇〇 (令和4年)		
	婚姻件数		件	〇〇 (令和4年)		
	婚姻率			〇〇 (令和4年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値	
	事業内容 番号	項目				
		(アウトプット)				
	1	結婚支援センター会員登録数	人	〇〇	〇〇 (R6. 1. 1時点)	
	2					
	3					
	(アウトカム)					
	1	相談会の満足度	%	〇〇		
	2	センターへの相談の結果、引き合わせが成立した人数	人	〇〇		
	3	結婚支援センター認知率	%	〇〇	〇〇 (R6. 1. 1時点)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター認知度向上及び会員数の増加のため、C市、D町が行う結婚支援イベントに参加し、広報周知を行う。</li> <li>・定期相談会において、各市町村に登録している結婚支援ボランティアにも参加してもらい、結婚希望者に対して多角的にフォローできる体制作りを行う。</li> </ul> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">他自治体との具体的な連携内容を必ず記載してください</div>					
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	民間事業者(具体的には、若者が集まる商業施設等)に対しても、結婚支援センターのチラシ配架を依頼する。					

積算内訳書

1. 地方自治体名	B県		
2. 個別事業名	B県結婚支援センター運営事業		
	対象経費支出予定額:	2,693,600	円

3. 本個別事業に要する費用及びその内訳

No	経費区分	経費区分毎の内訳	総事業費		
			交付対象事業費	交付対象外事業費	
1		結婚支援センター運営費一式	2,693,600	2,693,600	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
計			2,693,600	2,693,600	0

(経費区分ごとの合計)

区分	諸謝金	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費
総事業費	0	0	0	0	0	0
交付対象事業費	0	0	0	0	0	0
区分	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金	補助金	計
総事業費	0	0	0	0	0	2,693,600
交付対象事業費	0	0	0	0	0	2,693,600

(参考)上記のうち、セミナー・イベント等開催時の一人当たりコスト

(単位:円、人)

番号	セミナー・イベント名称	所要額(X)※	参加予定人数(Y)	(参考)過去の同セミナー・イベントの人数	一人当たりコスト(X÷Y)
1					0
2					0
3					0

※自治体間連携で事業を実施する場合は、総額の所要額を入力すること。

(参考)令和6年度における「運営費」対象経費の実支出額の算出用

自治体名: B県

○結婚支援センターの運営費内訳

項目	経費区分	金額				備考	
		合計	うち、「運営費」対象経費 「運営費」として 本個票に計上	うち、「運営費」対象外経費			
				重点メニュー等として別個票に計上	その他(交付金対象外、自治体単費負担等)		
使用料・賃借料等	通信運搬費(インターネット、電話、郵送費等)	役務費	120,000	120,000			電話、インターネット 10,000円×12か月
	消耗品費(事務用品、トナー、会員証等)	需用費	50,000	50,000			
	賃借料(センター、サテライト会場)	使用料及び賃借料	600,000	600,000			50,000円(うちサテライト10,000)×12か
	共益費・管理費						
	備品使用料・機器リース料						
	水道光熱費	需用費	120,000	120,000			10,000円×12か月
	車両管理費	使用料及び賃借料	50,000	50,000			定期点検、車検費用
	燃料費	需用費	60,000	60,000			5,000円×12か月
	駐車場代	使用料及び賃借料	30,000	30,000			2,500円×1台×12か月
	施設管理費(警備・清掃等)	委託料	360,000	360,000			警備及び清掃 30,000円×12か月
	新聞・図書購読料						
	会場使用料(相談会、イベント会場)	使用料及び賃借料	300,000	200,000	100,000		婚活イベント分は個票②「A県結婚支援事業」に計上
	項目は適宜追加						
	計		1,690,000	1,590,000	100,000	0	センター職員の人件費は、重点メニュー等の別個票と按分しない(運営費個票に計上)
	人件費	(センター常勤職員)賃金・報酬・手当等	賃金	1,200,000	1,200,000		
(センター常勤職員)交通費		旅費	120,000	120,000			10,000円×12か月
(常勤職員以外)報償費・諸謝金等		報償費	150,000	150,000			税理士・弁護士報酬
(常勤職員以外)交通費							
(コンシェルジュ)賃金・報酬・手当等		賃金	2,400,000	0	2,400,000		コンシェルジュ2人×100,000円×12か月(県で直接雇用)
(コンシェルジュ)交通費		旅費	120,000	0	120,000		10,000円×12か月
旅費(視察等)	旅費	100,000	0		100,000	先進地視察旅費	
計		4,090,000	1,470,000	2,520,000	100,000		
企画広報費	センターホームページ保守・管理	委託料	100,000	100,000			
	会員募集リーフレット印刷製本費	委託料	100,000	100,000			
	センター広告宣伝費	委託料	100,000	100,000			
	企業訪問費用	委託料	100,000	100,000			
	計		400,000	400,000	0	0	
システム経費	システム保守・管理	委託料	600,000	600,000			
	システム利用料						
	システム改修費	委託料	1,000,000	0	1,000,000		個票⑦「マッチングシステムの高度化」に計上
計		1,600,000	600,000	1,000,000	0		
その他	保険料	役務費	60,000	60,000			車両保険
	ボランティア謝金・費用弁償						
	その他研修会開催費用						
	その他相談会開催費用						
計		60,000	60,000	0	0	コンシェルジュに係る一般管理費は、センターへの委託の場合は「運営費」部分に計上	
一般管理費		236,000	136,000	100,000			
消費税		807,600	437,600	360,000	10,000		
支出計		8,883,600	① 4,693,600	4,080,000	110,000		

○結婚支援センターに係る収入の有無  有 センターとしての収入の有無を選択

※原則としてR6予算額を記入(これによりがたい事情がある場合はR5予算額)

項目	金額	備考
入会金 (※入会金補助等をしている場合は、補助等をしていない場合の見込み額)	1,000,000	10,000円×100人
年会費		
他自治体等からの負担金・補助金	1,000,000	100,000円×10市町村
収入計	② 2,000,000	

「運営費」対象経費の実支出額(①-②)

2,693,600

※(参考)運営費に係る経費区分別合計

	諸謝金	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費
運営費対象経費	0	1,200,000	150,000	120,000	230,000	180,000
	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金	補助金	計
運営費対象経費	1,360,000	880,000	0	0	0	4,120,000

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (都道府県分) 個票

自治体名 **B県** (都道府県: **B県**)  
 本事業の担当部局名 **〇〇部△△課**

事業メニュー	結婚支援コンシェルジュ事業		
区分	結婚支援コンシェルジュ事業		
関連事業メニュー	2.1 結婚支援コンシェルジュを活用した取組		
個別事業名	B県結婚支援コンシェルジュ事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規
実施期間	交付決定日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	7,150,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 当県においては、平成30年に県としての少子化対策を「〇〇プラン」として取りまとめ、総合的な取組を始めたところである。同プランに基づき、結婚支援及び子育てに温かい社会づくりを進めてきたが、特に結婚支援については、令和4年の県内婚姻数が〇〇件、婚姻率が〇〇と、過去と比べて経年的に低下傾向にある。同傾向については、出会いの機会が未だ十分でないことや大都市を含む一部の市区町村が結婚支援未実施であり、県と市町村との連携が十分にできていないことが主な原因であると分析している。		
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 過年度に引き続き、婚姻件数や婚姻率の低下に歯止めをかけるべく、出会いの場の創出を重点的に行う。また、EBPMを意識した事業を推進するため、実施後に事業対象者に丁寧にアンケート調査等を行い、次年度以降により効果的な取組を行えるように留意する。さらに、結婚支援コンシェルジュを新規に配置し、結婚支援未実施市町村に働きかけを行うことで、県内全市区町村で協力して結婚支援を行う下地を作る。		
	<本個別事業の位置付け> 出会いの機会の場の創出には、各市町村や企業、民間団体といったあらゆる主体が協力して進めていくことが不可欠であることから、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置することにより、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、企業等と連携した取組が行えるように働きかけを行うもの。		
	(過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ))		
	(空白行)		

個別事業の内容 ※(注)3	番号	項目	内容	ステップアップ	KPI設定
	1	【基本事項】 ①配置先 ②雇用形態 ③配置人数 ④人数の考え方 ⑤実施体制 ⑥役割分担	①A県結婚支援センター ②正規職員(①の職員として) ③2名配置 ④A県管内には10市町村が存在しており、圏域ごとにメインコンシェルジュを設置することから2名配置する。相互にサブコンシェルジュを担う。 ⑤A県△△課から、結婚支援業務に造詣が深く、〜〜といった実績を持つ2名を結婚支援コンシェルジュとして委嘱し、結婚支援センターに配置することで、管内市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援する。 ⑥結婚支援コンシェルジュ①(メイン担当) C市、D町、E村、、、 結婚支援コンシェルジュ②(メイン担当) F市、G町、H村、、、		
	2	【活動内容(1)】 管内市区町村、企業、地域団体等への訪問および現状把握	管内市区町村、企業、地域団体等に対して個別訪問によるヒアリング、結婚支援の取組状況等に関するアンケートなどによる現状把握を行う。		○
	3	【活動内容(2)】 管内市区町村等が実施するイベント、セミナー、広報への助言・立会等による協力	・管内市区町村等が実施するイベント、セミナー、広報に係る企画立案等について助言・立会等を行う。 ・管内市区町村等の担当職員を対象としてイベント、セミナー、広報に係る企画立案等のノウハウに係る研修会等を行う。		○
	4	【活動内容(3)】 結婚支援業務未実施管内市区町村への働きかけ	結婚支援業務未実施管内市区町村に対して他の市区町村の結婚支援に関する取組や実施状況を情報共有などを行い、結婚支援業務に取り組んでもらえるよう働きかける。		○



5	【活動内容(4)】 関係先(管内市区町村、管内結婚サポートセンター、企業等)との情報共有	管内市区町村、管内結婚サポートセンター、企業等で構成される全体会議において、管内の結婚支援の取組状況等に関する情報の提供及び共有を行う。			
	6	【活動内容(5)】 その他、各市区町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するために必要と認められる業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内市区町村間情報交換会の実施</li> <li>各都道府県が主催し管内市区町村等が参加するイベント、セミナーへの助言・立会等による協力等</li> <li>他の都道府県と連携したイベント、セミナーへの助言・立会等による協力等</li> <li>こども家庭庁が実施する結婚支援コンシェルジュ会議への参加、情報提供等の協力</li> </ul>		
【次年度以降に向けた事業の方向性】 訪問や、イベントの協働により携わった市区町村への満足度アンケートを基に、次年度の活動内容や、収集した優良事例の横展開の方策を検討する。					
【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】					
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会と感じている者の割合		%	〇〇(令和7年)	〇〇(令和4年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			〇〇(令和4年)	
	婚姻件数		件	〇〇(令和4年)	
	婚姻率			〇〇(令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
	(アウトプット)				
	1	対面・オンラインによる個別訪問市区町村数/管内市区町村	%	10	-
	2	対面・オンラインによる企業・団体への個別訪問数	社	20	-
	3				
	(アウトカム)				
	1	市区町村職員のコンシェルジュ事業に対する満足度	%	90	-
	2	コンシェルジュの働きかけにより取組を始めた市区町村の数	市区町村	6	-
	3				
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<市町村の役割> コンシェルジュとの課題や、市町村の取組方針およびイベントやセミナーの開催情報の共有				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	イベントやセミナーの開催情報の共有、広報に関する協力				

積算内訳書

1. 地方自治体名	B県		
2. 個別事業名	B県結婚支援コンシェルジュ事業		
	対象経費支出予定額:	7,150,000	円

3. 本個別事業に要する費用及びその内訳

No	経費区分	経費区分毎の内訳	総事業費	交付対象事業費	
				交付対象事業費	交付対象外事業費
1	委託料	【賃金】基本給 @〇〇円(月額)×〇か月×〇人	4,200,000	4,200,000	
2	委託料	【賃金】賞与 @〇〇円(月額)×〇か月分×〇人	800,000	800,000	
3	委託料	【賃金】各種手当 通勤手当 〇〇円 時間外手当 〇〇円 等	300,000	300,000	
4	委託料	【賃金】共済費 〇〇 〇〇円 〇〇 〇〇円 等	700,000	700,000	
5	委託料	【旅費】市町連絡旅費	500,000	500,000	
6	委託料	消費税	650,000	650,000	
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
計			7,150,000	7,150,000	0

対象外経費が含まれる場合は記載

(経費区分ごとの合計)

区分	諸謝金	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費
総事業費	0	0	0	0	0	0
交付対象事業費	0	0	0	0	0	0
区分	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金	補助金	計
総事業費	7,150,000	0	0	0	0	7,150,000
交付対象事業費	7,150,000	0	0	0	0	7,150,000

(参考)上記のうち、セミナー・イベント等開催時の一人当たりコスト

(単位:円、人)

番号	セミナー・イベント名称	所要額(X)※	参加予定人数(Y)	(参考)過去の同セミナー・イベントの人数	一人当たりコスト(X÷Y)
1					0
2					0
3					0

※自治体間連携で事業を実施する場合は、総額の所要額を入力すること。

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 A市 (都道府県: B県)  
 本事業の担当部署名 〇〇部△△課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	A市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	交付決定日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 5 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	6,500,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 当市においては、平成30年に市としての少子化対策を「〇〇プラン」として取りまとめ、総合的な取組を始めたところである。同プランに基づき、結婚支援及び子育てに温かい社会づくりを進めてきたが、特に結婚支援については、令和4年の市内婚姻数が〇〇件、婚姻率が〇〇と、過去と比べて経年的に低下傾向にある。同傾向については、若い世代が結婚に対する経済的不安を抱えていることや、将来のライフプラン等について考える機会が十分に与えられていないことが主な原因であると分析している。			
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 過年度に引き続き、主に若い世代に対してライフプランセミナーを重点的に行う。その際、EBPMを意識した事業を推進するため、実施後に事業対象者に丁寧にアンケート調査等を行い、次年度以降により効果的な取組を行えるように留意する。また、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。 <本個別事業の位置付け> 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	夫婦の合計所得が600万円未満 ※要件緩和分は自治体単費にて実施
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合		
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> 要綱等に規定がある場合(6年度に継続補助見込みがない場合も含む)は「有」				
【その他独自要件】				

該当するものいずれかにチェックを入力。

自治体独自基準を設定している場合は、その内容を記載。特に、要件緩和を実施する場合には、要件緩和分は自治体単費実施であることも記載。

該当するもの全てにチェックを入力

※(注)3

2. 申請見込

①新規世帯見込 15 世帯

上記のうち ともに29歳以下 5 世帯

その他 10 世帯

②継続世帯見込 5 世帯

令和5年度実施中の場合は申請世帯数見込みを記載

【世帯数積算根拠】

※欄外 積算上の注意点参照

それぞれの上限額を記載

継続補助の見込額を記載

【金額積算根拠】

＜上限額＞		＜積算＞	
(29歳以下)	5 世帯 ×	600,000 円 =	3,000,000 円
(その他)	10 世帯 ×	300,000 円 =	3,000,000 円
		(継続補助)	500,000 円
		合計	6,500,000 円

【令和5年度申請状況】 実施中

申請世帯数見込	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 世帯
～12月(実績)	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span> 世帯
1月～3月(見込)	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 世帯

積算式等を記載  
(「左記上限額のとおり」の場合は記載不要)

3. 広報の実施予定

チラシの印刷・配布(△枚)を行い、引越業者に配架を依頼する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目	単位	目標値	現状値	
		結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会と感じている者の割合	%	〇〇 (令和7年)	〇〇 (令和4年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		〇〇 (令和4年)		
	婚姻件数	件	〇〇 (令和4年)		
	婚姻率		〇〇 (令和4年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値	
	事業内容 番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80	60
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	90	80
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	90	80
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	A県の公共施設等でのチラシ・申請書配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	引越業者に対し、チラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。 ※結婚新生活支援事業における広報の取組については、できる限り他自治体及び民間事業者と連携して実施してください。				

(※積算上の注意点) 昨年度から引き続き事業を実施する自治体：(例1)または(例2)により積算  
新規に事業を実施する自治体：(例2)または(例3)により積算

- (例1) 直近の支給実績に基づいた積算
- 申請見込については、令和●年度の当事業における支給実績を引用。
- (例2) 住民、税務担当へ照会し、直近の婚姻件数のうち、年齢、所得要件を満たす世帯を算出し積算
- 29歳以下〇世帯については、令和●年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の婚姻件数△件のうち、所得500万円未満の世帯数を税務課において確認し、算出。
  - その他〇世帯については、令和●年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下(ともに29歳以下を除く)の婚姻件数▲件のうち、所得500万円未満の世帯数を税務課において確認し、算出。
- (例3) 人口動態統計における婚姻件数及び国民生活基礎調査における世帯年収から対象世帯を算出する積算
- 29歳以下申請見込：〇世帯 = ①100件 × ②45% × ④85%
  - 上記以外申請見込：〇世帯 = ①100件 × ③45% × ⑤65%
  - ①「令和●年度人口動態統計」直近年度のA市年間婚姻件数100件
  - ②「令和●年度人口動態統計」直近年度の結婚生活に入った夫婦ともに29歳以下の世帯割合45%
  - ③「令和●年度人口動態統計」直近年度の結婚生活に入った夫婦ともに39歳以下の世帯割合90%のうち、ともに29歳以下を除いた世帯割合：90% - ②45% = 45%
  - ④「令和●年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合  
29歳以下の世帯総数のうち、世帯収入が700万円以下(所得換算約500万円)の世帯の割合85%
  - ⑤「令和●年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合  
30歳以上39歳以下世帯総数のうち、世帯収入が700万円以下(所得換算約500万円)の世帯の割合65%